

令和6年度

福島町議会

定例会 3 月会議会議録

令和7年3月11日 開会

令和7年3月13日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和7年3月11日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出 席 議 員	3 頁
○欠 席 議 員	3 頁
○出 席 説 明 員	3 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行 政 報 告	11 頁
1 防災資機材の整備について	
教育行政報告	11 頁
1 学校教育について	
(1) 高等学校について	
2 社会教育、青少年の育成について	
(1) スポーツ・文化賞の表彰について	
○日程第4 令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について	12 頁
○日程第5 議案第40号 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	24 頁
○日程第6 議案第43号 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	26 頁
○日程第7 議案第44号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	27 頁
○日程第8 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	28 頁
○日程第9 議案第48号 福島町奨学資金条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	29 頁
○日程第10 議案第49号 福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	30 頁
○日程第11 議案第50号 福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	31 頁
○日程第12 議案第51号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	32 頁
○日程第13 議案第52号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34 頁
○日程第14 議案第53号 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35 頁
○日程第15 議案第54号 福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36 頁

○日程第 16	議案第 56 号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	37 頁
○日程第 17	議案第 59 号 福島町森林整備計画の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39 頁
○日程第 18	議案第 60 号 第 3 期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40 頁
○日程第 19	議案第 61 号 第 4 期福島町地域福祉計画の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	42 頁
○日程第 20	議案第 62 号 第 3 期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44 頁
○日程第 21	議案第 71 号 令和 6 年度福島町一般会計補正予算 (第 9 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46 頁
○日程第 22	議案第 72 号 令和 6 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	52 頁
○日程第 23	議案第 73 号 令和 6 年度福島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	53 頁
○日程第 24	議案第 74 号 令和 6 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54 頁
○日程第 25	議案第 75 号 令和 6 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	55 頁
○日程第 26	議案第 76 号 令和 6 年度福島町水道事業会計補正予算 (第 3 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	57 頁
○日程第 27	議案第 77 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計補正予算 (第 4 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	59 頁
○日程第 28	議案第 78 号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	61 頁
○日程第 29	議案第 79 号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	63 頁
○日程の順序変更		65 頁
○諸 般 の 報 告		66 頁
○日程第 24	一般質問	66 頁
	1 番 藤 山 大	67 頁
	(1) 保育所・幼稚園・公園などの遊具の整備・メンテナンスを	
	7 番 熊 野 茂 夫	70 頁
	(1) 学校教育環境の調査・分析と対策・支援について	
	5 番 平 沼 昌 平	78 頁
	(1) 町政執行方針の進捗経過と評価、次世代に向けたデジタル化を推進する人材について	
○延 会 の 議 決		86 頁
○休 会 の 議 決		86 頁
○延 会 宣 告		86 頁

目次

令和7年3月13日（木曜日）第2号

○議 事 日 程	89 頁
○会議に付した事件	89 頁
○出 席 議 員	90 頁
○欠 席 議 員	90 頁
○出 席 説 明 員	90 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	90 頁
○開会・開議宣告	91 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	91 頁
○日程第2 議案第41号 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	
議案第42号 福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例	
議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案第47号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第55号 福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例	
発委第10号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	
議案第57号 福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例	
議案第58号 第6次福島町総合計画の変更について	
議案第70号 福島町財政調整基金の積立金の処分について	
議案第63号 令和7年度福島町一般会計予算	
議案第64号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第65号 令和7年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第66号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第67号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	
議案第68号 令和7年度福島町水道事業会計予算	
議案第69号 令和7年度福島町浄化槽事業会計予算	91 頁
	(予算審査特別委員会報告)
○日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	92 頁
○日程第4 同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	93 頁
○日程第5 同意第4号 福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	94 頁
○日程第6 同意第5号 福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	95 頁
○日程第7 同意第6号 福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	95 頁
○日程第8 同意第7号 福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	95 頁
○日程第9 同意第8号 福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	95 頁
○日程第10 同意第9号 福島町農業委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	95 頁

○日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	95頁
○日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	96頁
○日程第13 令和7年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について	97頁
○休 会 の 議 決	97頁
○休 会 宣 告	97頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
4 0	福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	3月11日	原案可決
4 3	福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
4 4	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
4 5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
4 8	福島町奨学資金条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
4 9	福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
5 0	福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
5 1	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
5 2	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
5 3	福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
5 4	福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
5 6	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
5 9	福島町森林整備計画の策定について	3月11日	原案可決
6 0	第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について	3月11日	原案可決
6 1	第4期福島町地域福祉計画の策定について	3月11日	原案可決
6 2	第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について	3月11日	原案可決
7 1	令和6年度福島町一般会計補正予算（第9号）	3月11日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
7 2	令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	3月11日	原案可決
7 3	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月11日	原案可決
7 4	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3月11日	原案可決
7 5	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	3月11日	原案可決
7 6	令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）	3月11日	原案可決
7 7	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第4号）	3月11日	原案可決
7 8	青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について	3月11日	原案可決
7 9	青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について	3月11日	原案可決
4 1	旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
4 2	福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
4 6	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
4 7	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
5 5	福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
発委 1 0	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
5 7	福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
5 8	第6次福島町総合計画の変更について	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 0	福島町財政調整基金の積立金の処分について	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
6 3	令和 7 年度福島町一般会計予算	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 4	令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計予算	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 5	令和 7 年度福島町介護保険特別会計予算	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 6	令和 7 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 7	令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 8	令和 7 年度福島町水道事業会計予算	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 9	令和 7 年度福島町浄化槽事業会計予算	3月11日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
同意 2	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 3	福島町農業委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 4	福島町農業委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 5	福島町農業委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 6	福島町農業委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 7	福島町農業委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 8	福島町農業委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 9	福島町農業委員会委員の選任について	3月13日	原案同意
諮問 1	人権擁護委員の推進について	3月13日	原案適任
諮問 2	人権擁護委員の推進について	3月13日	原案適任

令和 6 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 7 年 3 月 1 1 日（火曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 令和 7 年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について |
| 日程第 5 | 議案第 40 号 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 43 号 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 44 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 45 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 48 号 福島町奨学資金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 49 号 福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 50 号 福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 51 号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 52 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議案第 53 号 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 15 | 議案第 54 号 福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 16 | 議案第 56 号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 | 議案第 59 号 福島町森林整備計画の策定について |
| 日程第 18 | 議案第 60 号 第 3 期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について |
| 日程第 19 | 議案第 61 号 第 4 期福島町地域福祉計画の策定について |
| 日程第 20 | 議案第 62 号 第 3 期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 日程第 21 | 議案第 71 号 令和 6 年度福島町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 22 | 議案第 72 号 令和 6 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 23 | 議案第 73 号 令和 6 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 24 | 議案第 74 号 令和 6 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 25 | 議案第 75 号 令和 6 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 26 | 議案第 76 号 令和 6 年度福島町水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 27 | 議案第 77 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 28 | 議案第 78 号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について |
| 日程第 29 | 議案第 79 号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について |
| 日程第 30 | 一般質問 |

日程第31	議案第41号	旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第32	議案第42号	福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第33	議案第46号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第34	議案第47号	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第35	議案第55号	福島町製氷貯水施設条例の一部を改正する条例
日程第36	発委第10号	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
日程第37	議案第57号	福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例
日程第38	議案第58号	第6次福島町総合計画の変更について
日程第39	議案第70号	福島町財政調整基金の積立金の処分について
日程第40	議案第63号	令和7年度福島町一般会計予算
日程第41	議案第64号	令和7年度福島町国民健康保険特別会計予算
日程第42	議案第65号	令和7年度福島町介護保険特別会計予算
日程第43	議案第66号	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第44	議案第67号	令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第45	議案第68号	令和7年度福島町水道事業会計予算
日程第46	議案第69号	令和7年度福島町浄化槽事業会計予算
日程第47	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第48	同意第3号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第49	同意第4号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第50	同意第5号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第51	同意第6号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第52	同意第7号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第53	同意第8号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第54	同意第9号	福島町農業委員会委員の選任について
日程第55	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
日程第56	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
日程第57		令和7年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について
日程第5	議案第40号 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例
日程第6	議案第43号 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第44号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第48号 福島町奨学資金条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第49号 福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第50号 福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第51号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第52号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14	議案第53号	福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第54号	福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第56号	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第59号	福島町森林整備計画の策定について
日程第18	議案第60号	第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について
日程第19	議案第61号	第4期福島町地域福祉計画の策定について
日程第20	議案第62号	第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について
日程第21	議案第71号	令和6年度福島町一般会計補正予算（第9号）
日程第22	議案第72号	令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第73号	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第74号	令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第75号	令和6年度福島町国民健康保健診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第76号	令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第77号	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第4号）
日程第28	議案第78号	青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について
日程第29	議案第79号	青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について
日程第30	一般質問	

◎出席議員（9名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	藤 山 大		2番	杉 村 志 朗
	3番	佐 藤 孝 男		4番	小 鹿 昭 義
	5番	平 沼 昌 平		6番	木 村 隆
	7番	熊 野 茂 夫		8番	（ 欠 員 ）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	小 鹿 一 彦
総 務 課 長	小 鹿 浩 二	企 画 課 長	村 田 洋 臣
産 業 課 長	福 原 貴 之	町民課長兼古岡支所長兼認定こども園福島保育所園長	深 山 肇
町民課参事兼会計管理者	古 一 直 喜	福 祉 課 長	佐 藤 和 利
建 設 課 長	紙 谷 一	福祉センター次長	（石 川 秀 二）
教 育 長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石 川 秀 二
監 査 委 員	本 庄 屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	（鍋 谷 浩 行）		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋谷 浩 行
議会事務局議事係 角 谷 里 紗

議会事務局議事係長 山 下 貴 義

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

定例会3月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今年度の「町民と議員との懇談会」は、町民の皆様のご協力を頂き、例年通り17会場で実施、無事終えることが出来ました。意見を聞くことへ重点を置いた懇談会により、雇用の場の創出、防災、高校存続等、多岐にわたる貴重な意見を頂きました。

先般、町側へ実施報告書を手交しておりますが、課題等につきましては、議会としても調査することとなります。

次期改選に向けた課題として特別委員会で検討を開始しております「議員定数」「議員のなり手不足」「議会改革の見直し」等についても、議会だよりで示した資料を基に、経過の概略を改めて説明し、種々意見を伺うことが出来ましたし、西部4町議員研修会で栗山町議会齊藤副議長から「議員の学校」について詳細に講演をいただきましたので、さらに検討を進め一定の段階で議会としての方向性を示していきたいと考えております。

町民の中には、依然として、「議会の役割」「議会と行政の仕組み」が、理解されず良くわからないとの意見も多く、情報をさらに周知・発信して欲しいとの意見もありましたので、気軽に参加できる機会を引続き積極的に提供していかなければならないと考えております。

今、3月会議は、町政執行方針に示された重要案件に係る各会計の新年度予算を審議する重要な議会であり、活発な議論が展開されます事を願っております。

政策については、行政評価に繋がる事を自覚し、計画制度を高める努力が必要であり、人口減少・高齢化が進行する中で、予測される厳しい財政状況を充分配慮、予算の目的・算定根拠を明確にし、理解を得て共通の認識を持つよう努めることも大切ですし、議会・行政ともに政策の過程をさらにわかりやすく町民の皆様に示していくことも大切です。

町づくり、議会両基本条例に基づき、町民との協働のまちづくりを目指す行政・議会は、公正・公平を肝に銘じ、町民の模範となるよう規律を遵守、情報を適確に発信し、共有することも改めて心掛けなければなりません。

議会としても、町民の負託に応えるため一層研鑽に励み、課題に向かって着実・果敢に活動を続けていかなければならないと思っております。

例年になく降雪量も少なく、風も緩み春の兆しが見え始め、桜前線が話題となる時節となりました。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力いただきますよう、お願いを申し上げ開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和6年度定例会3月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番熊野茂夫議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

令和6年度定例会3月会議の開会に際し、去る3月4日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

審議日数については、本日から3月19日までの7日間といたしました。

議案につきましては、条例の制定・一部改正・廃止が19件、計画の策定・変更が5件、請負契約の議決更正が2件、積立金の処分1件、令和6年度一般会計ほか6会計の補正予算、令和7年度一般会計ほか6会計の予算、人事案件10件の計51件となりますが、令和7年度予算関連の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査することといたしました。

以上のとおり、本3月会議は審議も長期に亘ることから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

1 番 藤山大総務教育常任委員長。

○1番（藤山大）

諸般の報告の8ページをお開きください。

2月14日、2月25日に実施しました3件の所管事務調査について、報告書に基づき内容を説明いたします。

はじめに、調査事件11 第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について。

町より示された「第3期福島町人口ビジョン・総合戦略（案）」については、一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1、人口ビジョンについて。

人口ビジョンの策定にあたって、社人研推計や国勢調査といった様々な統計データを使用しているが、それぞれの数値には差異があるため、基準となる数値が分かりづらい点を指摘します。

また、計画を策定する際は、基となる統計データを変えてしまうと前計画との比較検証が困難になることから、極力、基となる統計データは変えずに使用するよう望みます。

2、総合戦略について。

総合戦略には基本目標として4項目を掲げ、目標1「産業の再生による雇用を創出し次世代を担うリーダー等を育成する」とし、林業については、温泉への木質バイオマスボイラー導入により木質チップの供給を促進するとあるが、現在進めている定住促進住宅など公共施設整備において木質バイオマスボイラー導入や地元材を積極的に使用することで地元林業の活性化に繋げるべきと思慮するので検討されたい。

農業の再生にあたっては、衰退が著しく、現状では産業としての維持も厳しいと懸念されることから、AI等の技術を活用し、地元農業のこれまでのイメージを変え、活力・清潔感があり若者にとって魅力的な雇用の場を目指す農業法人の設立に向けて積極的に支援されることを検討されたい。

続きまして、10ページです。

調査事件12 脱炭素社会の実現に向けた取組状況について。

町の取組状況については、一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1、アンケート調査の実施について。

基礎資料収集のためのアンケート調査の回収率が低く、基礎資料として町内の実態を把握できていないと言いきなりと推察する。漁業用の回収率も低く、その後個別ヒアリングした結果が資料には示されておらず、実態の分析が適切だったのか懸念される点を指摘します。

2、脱炭素へ向けた重点メニューの設定について。

脱炭素を進めて行くに当たって、町の実態から一番実行性があると思われるのは⑥の森林、海洋保全によるCO₂吸収量の維持であり、林業・漁業を活性化することで脱炭素も推進され、町にとって良いサイクルになると思慮します。

森林保全に当たっては、除間伐・植林など適切な管理が重要であるが、近年のシカによる食害や、昨年からナラ枯れが大きな問題となっていることから適切な対策を取るよう望みます。

3、脱炭素に向けた体制づくりについて。

脱炭素に向けた取り組みを全町的に展開するためには、町民に計画の内容を理解してもらうことが重要になるが、町のゼロカーボンシティ宣言を認識している町民は50パーセント以下であり、ごみ減量化等の現況から町民への周知は難しいと推察されるので、町内会や関連団体等へ計画の主旨を説明し、住民への周知・PRを徹底することを望みます。

今回示された計画の概要版では町民に理解してもらうのは極めて困難であり、より簡易な資料を作成し継続して周知・PRして行くことを検討されたい。

続いて、11ページです。

調査事件13 部活動の地域移行について。

部活動の地域移行に向けた町の取り組み状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1、拠点校方式部活動について。

拠点校方式部活動の実施により子供たちの部活動の活動維持と教職員の負担軽減が図られていることは評価するが、拠点校方式で実施している部活動以外の活動についても選択肢として選べるような体制作りを進める必要があり、西部四町での協議においては福島町がリーダーシップをもって当たることを望む。

2、部活動地域移行の課題に対する方向性について。

部活動の地域移行を進めるうえで挙げている2つの課題への対応については町が示した方向性は理解するが、指導者の確保に当たっては、地域おこし協力隊を活用する方法もあると思慮するので検討されたい。

生徒の移動手段・費用についても、保護者の負担が大きいため、四町で送迎バスを運行する等の体制作りが必要と思慮するが、各町との足並みが揃うまでは町単独で対応することも必要と思慮するので検討されたい。

生徒数が急激に減少する中で団体種目のみならず個人種目も参加できない状況となっている事を憂慮します。

「生徒の心身の健全育成」の観点からも、生徒の期待に応え、将来の可能性を伸ばす機会を提供する努力はすべきと思慮するのでさらに検討されたい。

以上で、総務教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の13ページをお開きください。

1月30日、2月3日に実施しました3件の所管事務調査について、報告書に基づき主な内容を説明します。

はじめに、調査事件12 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

町より示された計画概要等については一定の理解をしたが、次の事項について検討願いたい。

1、子ども・子育て支援の考え方について。

計画において、施策の内容は多岐に渡っており、基本理念である『「未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」ふくしま』を目指し、町民が子育てを共通の課題として取り組む体制整備を図ることが重要と思慮します。

計画の策定・推進等に重要な役割を担う「子ども・子育て会議」の構成委員に町内会や町内産業団体等を加え計画推進を図ることを早急に検討されたい。

町では給食費や医療費の無償化などの支援を国に先駆けて実施してきたが、それが逆に町民の自助・共助の意識を薄れさせる要因になっていないか懸念されることから、本来、子育ての主体・責務は親や家族にあり、町の支援と併せて「子育て」についての認識・責任を醸成する対策が必要と思慮するので検討されたい。

人口減少が進み、少子化の傾向は近隣町も同様であり、将来的には支援も単町で維持できなくなることと想定されるので、今から広域での協議・情報共有を進める必要があると思慮するので検討されたい。

2、計画の在り方について。

今回の計画に限らず、計画を策定する際は国の基準を重視するのではなく、町の実態に合わせて策定しなければ実効性のある計画とはならないと思慮するので、今後、同様の計画策定にあたっては、町独自の計画策定を行うことを期待します。

次に、15ページになります。

調査事件13 第4期福島町地域福祉計画の策定について。

町より示された計画の概要等については一定の理解をしたが、次の事項について検討願いたい。

1、地域福祉の進め方について。

(1) 自助・共助・公助の意識付けについて。

計画では、町の基本目標・施策方針別に取り組みを「自助」「共助」「公助」に分けて掲載・実施していくとしているが、自助・共助の考え方が町民にはよく理解されていないことが懸念されるので、より具体的な例を示しながら理解を求める必要があると思慮するので検討されたい。

(2) 「食を営む力」の取り組みについて。

「食を営む力」については、町民の食育推進に重要な視点であり、今後、町全体で取り組んで行く必要があると思慮されるので、他の施策への記載も検討し、普及に努められたい。

(3) 地方再犯防止推進計画について。

今回の計画において、「社会を明るくする運動」等を「地方再犯防止推進計画」として位置付けられている点については、記載方法を変更し「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に取り込み策定したことを明示すべきと思慮するので検討されたい。

(4) 地域福祉計画の推進について。

地域福祉計画は、町が策定する福祉関係計画の上位計画と位置付けられており、計画の検討・推進は役場全体で行い、情報共有する必要があると思慮するので検討されたい。

社会福祉協議会については、地域における福祉活動の先導役として重要な位置づけとなっているが、計画の主要な構成メンバーとして協議・連携がとれていないことが懸念されるので、今後は積極的に協議を行い、密接に連携して計画推進にあたるよう望みます。

次に、18ページになります。

調査事件14 岩部地区等活性化及び昆布養殖作業省力化に向けた取組状況について。

町より示された構想・計画の取組状況については一定の理解をしたが、以下の事項について検討願いたい。

1、岩部地区等活性化計画の推進について。

構想の具体的な推進計画を進めるにあたり、岩部地区が無居住となったことから、定住を想定した基本計画の見直しが必要であることを指摘します。

(1) 岩部地区の今後の対応について。

岩部地区が無居住となり、同地区の保安上の問題が懸念されることから、観光客の安全確保と併せて同地区の防犯対策について検討すべきと思慮します。

道道岩部線については、同地区が無居住となったことで維持管理の重要度が低下することが懸念され、整備等について北海道との交渉が難しくなることが想定されるので、観光の現状、今後の計画を充分説明し、現状どおりの対応を強く要望、交渉することを望みます。

(2) 展望台・河川の整備について。

岩部展望台を新たな散策コースとすることについては賛同するが、課題が山積している点については、解決に向け早急に対応することを望みます。

河川の整備についても、総体的な構想として基本計画に登載し、早急に国・道と協議を始める必要があると思慮するので検討されたい。

(3) 管理エリアの整備について。

岩部クルーズ利用者の8割が函館に宿泊していると分析されており、クルーズ以外の滞在時間を延ばすことが今後の課題となっていることから、「交流センターを含めた管理エリアの整備」の早期実現に向け、拡大エリア内の財産所有者との交渉を進めるよう望む。整備にあたっては観光客が多くなり問題となる防犯対策やトイレの整備等も必要不可欠であると思慮されるので検討されたい。

2、昆布養殖作業省力化に向けた取り組み状況について。

前回の委員会でも指摘しているが、町が取り組みを進めるにあたっては、昆布養殖漁業の現状を正確に把握し、資料で示す事が重要であり、この度の資料にも詳細が記されていないことを再度指摘します。

(1) 共同利用施設の整備について。

令和7年度から関係漁業者等と共同利用施設の整備に向けた協議を進めるとしているが、現在、4つの生産部会があり、共同利用による作業効率化を進める上でも、生産部会の統一に向けてさらに努力されることを望みます。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄広報・広聴常任委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の22ページをお開きください。

令和6年度「町民と議員との懇談会」の結果を報告いたします。

説明は、主な内容としますので、ご了解ください。

今年度の懇談会は2月3日から2月10日まで、延べ6日間開催しました。

参加状況につきましては、17会場で77人の出席、1会場の最大は9人、最少は1人、平均4.5人という参加状況となりました。

今回の懇談会では「議員のなり手不足や議会改革」について町民から直接意見を伺うことも課題として開催し、多くの意見を頂いております。

また、各会場では、高校存続、人口減少、町内会運営、防災対策など多岐にわたる質問や意見も寄せられております。

各会場の意見を分類した総括を23ページから30ページまで、詳しく記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、議会改革調査特別委員会の報告を行います。

9番平野隆雄議会改革調査特別委員会委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の34ページをお開きください。

当特別委員会は、議会体制のあり方・議員のなり手対策等議会改革について集中的に調査・審議するため、令和6年度定例会6月会議において設置されたものであり、次のとおり中間報告致します。

第1回目は、令和6年6月8日に開催し、正副委員長の互選を行っております。

第2回目は、令和6年12月24日に開催しております。

2回目の委員会では、議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について、資料に基づき各議員からの意見を集約した結果を基にスケジュールを組み立て、2月開催の懇談会では、議員と町民との距離を詰める対策をメインテーマとして町民との対話に臨み、西部四町議会議員研修会において、なり手対策として「栗山町議会・議員の学校」についての講演でしっかり研修し、4月以降に実施予定の先進地視察研修に臨んでいくことを議員間で確認しました。

調査の論点と意見としては、①、見直し項目の検討の進め方として。

見直し項目のうち、①議員定数について、②議員歳費について、④議会改革の見直しについては、今後の対応で決めることとし、まずは③の議員のなり手対策を優先する。

②、研修塾の開催を検討として、研修塾の開催については、2月の四町議員協議会研修会において実施する栗山町議会齊藤副議長による講演を参考にし、疑問点等を整理して今後の対応に反映させる。

③、住民と議会の距離を縮める方策を検討については、町民のコミュニティ意識の脆弱化が問題となっていることもあり、特に若者との意見交換ができる場を作る対策として、2月の懇談会では、積極的に参加していただき、このテーマについても話し合う場を持てるよう進める。

④、総括意見として、本特別委員会として「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」は、さらに調査を要するため、継続審議しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

諸般の報告37ページになります。

2月28日開催の令和7年第1回定例会の主な内容を報告いたします。

2、審議した議案の内容については、下記の表のとおりとなっております。

承認第1号は、専決処分した事件の承認で、職員の給与に関する法律が公布されたことに伴い関係条例の改正を行いました。

承認第2号は、専決処分した事件の承認で、承認第1号の条例改正に伴った補正予算となっております。38ページになります。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正です。

議案第2号は、旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理です。

議案第3号は、令和6年度補正予算です。

議案第4号は、令和7年度当初予算で、予算総額を18億4,123万9千円と決めました。主な事業は、救急車輛購入など記載のとおりとなっております。

詳しい内容につきましては、議案を議会事務局に保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、渡島西部広域事務組合の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

諸般の報告の39ページをお開きください。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

1月29日に開催された令和7年度第1回定例会の結果について報告します。

1、定例会の議案については、令和7年度予算と補正予算、条例改正の計3件でした。

2、行政報告では（1）として、ゴミ排出・処理量等について。

（2）として今年の整備点検等について。

（3）として点検整備以外の休炉について。

それぞれ報告がありました。

次のページをお開きください。

3、審議した議案の内容については表に記載のとおりです。

議案第1号 令和7年度一般会計予算については、当初予算を15億321万6千円と決めました。

議案第2号 令和6年度一般会計補正予算については、前年度繰越金5,369万5千円で、施設維持運営基金に積み立て等により、予算総額を15億109万6千円としました。

議案第3号 条例の一部改正については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役刑、禁固刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることによる改正であります。

なお、議案・関係資料については議会事務局に保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日は、午後6時から夜間議会を予定しておりますので、夜間議会が終了するまで、予め会議時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日の会議時間は夜間議会が終了するまで延長することに決定いたしました。

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

令和6年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会12月第2回会議以降の行政報告を申し上げます。

1点となります。

1、防災資機材の整備について。

国では、避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材の整備を支援する「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を令和6年度補正予算において、新たに創設したところであります。

町では、当該交付金を活用し、災害時の避難所における生活環境を抜本的に改善する計画を策定し、避難所のトイレ不足や衛生面の課題の解消及び避難者の安心・安全な生活環境の充実を図るため、トイレか一等の資機材整備を計画しております。

また、本議会において総合計画の防災・減災対策事業の変更をするとともに、予算につきましては、国の交付金の採択があり次第、補正対応することとしております。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので、参照していただきたいと思います。

以上、簡単ですけど行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和6年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会12月第2回会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、学校教育について。

（1）高等学校について。

令和7年度公立高校入学の出願状況が1月27日に公表され、福島商業高等学校は20名の出願となり、今年度の29名に続き、2年連続で20名以上の入学見込みとなりました。

今年度においても、全国の中학생に対し、インターネットでのオンライン説明会をはじめ、札幌市東京都での学校説明会に全国募集2期生の生徒を中心に、新潮学舎での快適な生活や充実した学校生活などをPRしてくれたことが成果につながったものと分析しているところです。

2、社会教育、青少年の育成について。

（1）スポーツ・文化賞の表彰について。

2月27日に福祉センターにおいて、令和6年度福島町スポーツ・文化賞の表彰式を開催いたしました。

今年度は、スポーツ活動関係で個人18名と4団体、文化活動関係で個人8名の計30件で、前年度より4件多い受賞となっております。

受賞された皆様には、今後の更なるご活躍に期待しているところであります。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時44分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について

○議長（溝部幸基）

日程第4 令和7年度町政執行方針・教育行政執行方針の説明を行います。

町政執行方針の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和7年度町政執行方針。

町民の皆さま、町議会の皆さま、令和6年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、令和7年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月11日、福島町長。

I はじめに

今年は1945年の太平洋戦争終結から80年が経過し、戦争で犠牲になられた尊い命と先人たちの弛まぬ努力により今日の日本の平和が守られております。また、本年は昭和30年1月1日に福島町と吉岡村が合併し、70年の記念の年となっております。

先人たちが脈々と築き上げてきた70年の歩みに感謝し、今を生きる私たちが新たな時代へ歩み出し、未来の子どもたちのために新たな道をつくってまいります。

町民の皆様と共に歩み、町民の皆様と共に新たな歴史を創り上げてまいります。

今、国政の場において、裏金問題などの政治不信が続いており、政治の信頼が揺らいでおります。政（まつきごと）は、町民との信頼関係が大切であり、善き政は町民との信頼から始まり、町民と行政の信頼関係で成り立っております。

私は、町長に就任以来、町民との信頼を基本とし、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

町においては、第6次福島町総合計画・前期実施計画を“まちづくり”の中心に据え、町政を推進してまいります。

当計画の重点事項として、引き続き、福島商業高校の魅力化及び若者の移住定住対策・子育て支援並びに基幹産業の安定的な資源確保に重点的に予算配分するとともに、総合的な種苗センター及び新たな吉岡温泉、有害鳥獣減容化処理施設の適切な運用に努めてまいります。

加えて、今後、想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が引き起こす大きな津波に対応すべく、各町内会と連携を図りながら新たな津波避難対策を進めてまいります。

政府は、昨年12月27日、総額115.5兆円となる令和7年度一般会計予算案を閣議決定し、今国会で予算審議が行われております。

歳入では、物価高と好調な企業成績を背景に、税収が12.7%増の78.4兆円と過去最高となっております。

なお、令和7年度の地方財政対策においては、地方交付税が出口ベースで1.6%増の19.0兆円と7年連続して増加しております。

また、「地方創生2.0」の実現に向け「新しい地方経済・生活環境創生交付金」に2千億円が計上されております。

町では、このような国の情勢を踏まえながら、まちづくりの柱である第6次福島町総合計画・前期実施計画及び新たに策定される第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の着実な推進により、持続可能なまち「ふくしま」を町民と共に創るため、住民と行政が、町の強みを生かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていくため、「持続可能な産業への支援」、「地域全体で支える子育て支援」、「一人ひとりの健

康が支える地域福祉」、「高齢者に優しく災害に強い環境の整備」、「次世代に向けたデジタル化の推進」及び「第2青函トンネル構想の実現」に向けた歩みを一步一步、着実に進めてまいります。

私たちは、人口減少並びに高齢化という厳しい荒波の中で、町が持っている潜在的な地域資源を生かし、今、できる最大の努力を惜しまず、そして勇気をもって未来にチャレンジする。

そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを探求・実践する。

そのことが新たな71年目の「まちづくり」に繋がり、新たな道につながるものと信じております。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代にあっても、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主役である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

II 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第6次福島町総合計画」で掲げたテーマの「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第6次福島町総合計画の基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕著となっており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

そのような中であって、福島商業高校に全国から福島町で学びたいと多くの子どもたちが入学しております。今、この子どもたちがまちの新たな活力となり、新たな人財の芽となり大きく育つことが期待されております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、卒業後の町内での就労、関係人口・交流人口の増加を目指してまいります。

また、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

阪神・淡路大震災から30年が経過し、3.11の東日本大震災から14年、そして昨年の元日の能登半島地震から1年が過ぎ、近年は地球温暖化による海水温などの気候変動がもたらす災害が全国的に多発する中、当町においても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波が想定され、国の特別強化地域に指定されたことから、災害時における避難所や備蓄庫などの設置を進めてまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探求し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

III 主な施策の推進

次に、令和7年度におけるまちづくりについて、「第6次福島町総合計画」の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1 産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり。

エネルギー・食料品価格の物価高騰に加え、依然として水産物の国内需要の低迷や、長引くイカの不漁による原料不足が続いており、町の基幹産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

漁業にあってはこのような中、当町の浜の主力である昆布養殖漁業が、道内の天然昆布の不漁の影響を受け、水揚げ金額が8億3千万円に達し、対前年比で約37%の増となっております。

また、令和6年度から稼働した水産種苗生産等施設が採卵から種苗出荷まで順調に終えており、養殖昆布やウニの持続可能な前浜資源の確保を引き続き支援してまいります。

なお、コンブ養殖漁業において陸揚げ後の作業に人手不足が生じており、令和5年度に策定した昆布

養殖作業省力化検討計画に基づき、漁業者が主体的な省力化の取り組みを進めるよう支援するとともに、昆布等共同利用施設の整備に向けて、漁業協同組合や関係機関と連携を図り進めてまいります。

今、全国から福島町で学びたいと福島商業高校に入学した生徒たちが昆布養殖作業に従事し、人手不足の解消に寄与するなど、町の活力に繋がっております。

漁業生産基盤である漁港の整備については、第3種福島漁港の荷揚げ岸壁拡幅工事が令和7年度に竣工予定となっております。また、第2種吉岡漁港の低天端岸壁整備などの改良工事については、令和8年度の供用開始に向けて工事が進められており、漁港の生産機能の向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、種苗購入先である北海道栽培漁業振興公社で令和5年度に発生した筋萎縮症の影響により、令和7年度においても昨年度に続き試験生産で種苗生産を行うとの報告を受けております。

また、岩手県内の種苗生産企業からは、令和6年度に引き続き5万個の種苗を購入できる見込みとなっており、安定的な出荷体制の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

なお、販売については、アワビカレーや町内飲食店及び町内直売会を実施するとともに、活アワビとして関東圏へのお荷体制の確立に努めてまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町の農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。町では、令和6年度に水稲農家が共同利用できる農業用機械整備の支援及び農業用共同利用施設の購入による作業の効率化を図るなどしており、引き続き安定的な生産体制の維持・確保に努めてまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の有効活用を目指すとともに、地域循環を推進する施策を進めてまいります。

また、虫が持ち込む病原菌によってミズナラ等の木が枯れる「ナラ枯れ」については、令和5年度に町内民有林で5本が確認されましたが、すでに伐倒・燻蒸処理を終えております。

しかしながら、令和6年度に新たに町有林及び民有林等において30本が確認されたことから、森林被害の拡大を食い止めるため、道が策定を進めている「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」等に基づき、被害木の伐採などの対応に努めてまいります。

有害鳥獣対策については、近年、農林業被害及びクマによる人身事故等が発生しており、町においても関係団体と連携を図りながら有害駆除の体制強化を進めているところであります。

令和6年度から運用開始となった「有害鳥獣減容化処理施設」については、町内はもとより渡島西部三町のハンターの負担軽減及び巡視活動時間の確保が図られるなど、クマ・シカなどの円滑な有害鳥獣の駆除につながっております。

なお、令和7年度から管理運営方法を一般社団法人福島町まちづくり工房から直営方式に変更し、適正な管理運営を進めてまいります。

また、令和6年5月から有害駆除を担うハンターを会計年度任用職員として採用し、エゾシカ捕獲活動を担っていただくことで迅速な有害駆除対策の充実に繋がっており、引き続き農林業被害の抑制に努めてまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、本格運航開始後6年が経過し、近年では、年間平均2千人を超える乗船者数となっております。当町初の体験型観光として定着しており、乗船客から高い評価をいただいております。引き続き、地域資源の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、知床遊覧船事故後に国土交通省において、安全管理に関する法改正が進められており、今後、さらなる法改正が見込まれておりますので、当クルーズの運航にあたっては法令順守を徹底し、乗客の安全を第一優先に安全・安心な運航に努めてまいります。

また、町内の潜在的観光資源の有効活用を図る目的で策定した岩部地区等活性化基本構想の実現に向け、庁内に設置した岩部地区等活性化推進ワーキンググループにおいて、関係団体と連携を図りながら岩部地区の魅力をさらに高める方策の協議を行い、今年度から優先順位を定めながら事業の推進を図ってまいります。

道の駅の管理については、令和6年度から一般社団法人福島町まちづくり工房に管理委託先を変更し、

道の駅を一部リニューアルし、現状の中での魅力向上に努めるなど、その効果が徐々に表れ、売上や来場者数の増加に繋がってきており、観光情報発信及び特産品販売等の充実が図られています。

なお、道の駅の管理については、さらなるステップアップを目指し、令和7年度中において指定管理者制度への移行を進めてまいります。

町内の商工業は、燃料・原材料をはじめとする物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行については、多くの町内消費者が購入できるよう発行数を増やし、町内事業者の経営安定を図るとともに、地域振興事業に対し、商工会と連携しながら支援してまいります。

新たな観光コンテンツとして、JALとの包括連携協定に基づき進めているアニメツーリズム事業については、北海道女だけの相撲大会をテーマにしたオリジナルアニメーションを制作・公開し、新たなアニメの聖地とした観光事業を展開してまいります。

新たな観光客増を図るため、若い世代をターゲットに交流人口の促進と町内商工業者の活性化を推進してまいります。

今年、日本で開催される「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」における「SUMO EXPO 2025」の催事に、相撲にゆかりのある町として福島町も参加する計画となっており、8月に大阪・関西万博の会場において、「横綱の里ふくしま」として偉大な二人の横綱や女だけの相撲大会など町をPRすることとしております。

地域での生産力の底上げを図るため、新たな起業者や事業を継承する若者等の後継者に対し経済的支援を行ってきた「福島町チャレンジスピリット応援条例」については、当初の目的が達成されたことから令和6年度をもって事業を終了することといたします。

当条例は、平成29年度に制定した「福島町がんばる地元企業等応援条例」から引き継ぎ、延べ8年間にわたり、地元事業者等に対し、支援を実施してきたところであります。

両条例を活用することで、地域経済の好循環が図られたほか、新たな起業者が生まれるなど地域の振興に一定の成果及び効果があったと判断し、条例を廃止するものであります。

なお、この条例の廃止前に指定を受け、助成対象となっている起業者等に対しては経過措置を設けるなど、適切に対応してまいります。

2 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり。

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降13年連続で減少しており、これに伴い生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

人口減少が著しい北海道の中にあって、とりわけ、当町は青函トンネル工事という特殊事情を受けて、工事終了後の急激な人口減少により厳しい状況下にあります。一方、明るい兆しとして、多くの若者が福島商業高校で学びたいと当町に集っております。

これまでの長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等のあらゆる分野において、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識し、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、開所から23年が経過しており、施設の経年劣化が進んでいることから大規模改修により施設の長寿命化を図ってまいります。また、併せて、遊戯室へのエアコン設置や屋外遊具の整備を図ってまいります。

引き続き、保護者が安心して子供を預けられ、子どもが安心・安全で快適に育まれる保育環境の充実 に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士の情報共有に努めるとともに、子育て

支援体制の充実を図ってまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活の場が確保されるよう、利用者のニーズに寄り添った運営に努めてまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター・新潮学舎」については、町外の人材に対する就業体験やインターンシップの機会を創出し、若者の定住人口の拡大、ワーケーションや田舎暮らし体験の受入等による交流人口・関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

3 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり。

かつて我が国では、家族同士の助け合いや地域における相互扶助により人々の暮らしが支えられてきました。

しかし、今、日本全体が人口減少時代を迎え、急激な少子・高齢化の到来により、これまで経験したことのない急激な時代の変化とともに、住民相互の繋がりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に創っていく共生社会を目指す必要があります。

私たちは、こうした「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期福島町地域福祉計画」の理念である一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」の三つの基本方針を掲げ、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

我が国の高齢化率は、先進諸国の中でも平成17年に最も高い水準となり、今後も高い水準が続くと見込まれております。当町の令和7年1月末における高齢化率は、51.34パーセントと2人に1人以上が高齢者という超高齢化社会に突入しております。

生産年齢人口が減少する中、町の活力を維持していくためには高齢者を含めた町民全てが意欲と能力に応じ、まちづくりに参加できる社会を実現する必要があります。

とりわけ高齢者にとっては、長年、町の発展のために寄与された方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域において、町民が社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会が大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町は、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的な維持が重要と考えております。

このことから、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、昨年4月のグランドオープン以来、多くの方々にご来場していただき、令和7年1月末日現在の入館者は57,051人に達しており、すでに現時点で令和5年度の入館者数を上回っております。

今後も引き続き、利用者の方々に快適な癒しを提供できるよう利用者のサービス向上を図るとともに、適切な維持管理運営に努めてまいります。

なお、木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップは、現在、隣町から調達しておりますが、町内での供給体制が整いましたので、今年度から町内産チップに切り替えてまいります。

介護保険事業については、「福島町第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護又は介護予防等の良質なサービスを確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ってまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和12年度の保険料統一に向け北海道国民健康保険運営方針に基づき税率の改正を行ってきております。しかし、これまでは高齢加入者等の急激な負担増を抑えるため均等割及び平等割において上げ幅の半分の税率としてきたところです。

この度、北海道から令和7年度の標準保険税率が示されたことから、町では、国民健康保険運営協議会に諮問し、議論いただいた結果、標準保険税率と同一の税率にすべきとの答申をいただき、令和7年度から標準税率と同一の税率に改正するものであります。

なお、引き続き、令和12年度の全道広域化の本実施に向け適正な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大阻害要因になるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えている状況となっています。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣が深く関与しており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関わりがあるといわれており、がんに罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

「福島町がんなんかには負けない基本条例」を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開してまいります。がんの検診率の向上には自主的な受診意識の高揚が大切であり、個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に積極的に取り組み、がん検診率の向上を図るなど町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。また、たばこを吸わない方でも家族や周囲の方が吸うことで、受動喫煙による肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、開業から7年が経過し、一次医療を担う医療機関として、着実に町民へ浸透してきております。

今後も、安心して医療を受けられるような体制を図りながら、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関とも協力しながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

4 生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり。

町有住宅については、引き続き若者や子育て世帯を対象とした定住向け町有住宅整備を進めるとともに、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、長寿命化の推進と、計画的な維持・管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。

水道事業については、将来の人口減少に伴う事業規模の縮小を見据え、更なる効率化を図る目的から、地方公営企業法の「全部適用」から「財務適用」へ変更し、引き続き適切な設備更新と健全な経営に努め、安心・安全な水の供給を行ってまいります。

浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされていることか

ら、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

特に、白神防災道路の早期実現に向けて、松前町と連携し国・道などの関係機関への要請活動を行ってまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆さまの協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から14年が経過し、島国で火山が多い日本では、昨年1月に発生した能登半島地震をはじめ、毎年のように全国各地で地震や大雨による自然災害が頻発し、甚大な被害を及ぼしております。

当町では、近年、幸いにして甚大な被害は発生していませんが、地震や台風などの災害に備えるため、「国土強靱化計画」及び「福島町防災計画」に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、災害に対する正しい知識と実際に災害が発生した場合の行動力を身に着けるため、町内会や地域の皆様方と協力しながら、防災訓練などを通して防災力を高めてまいります。

地震及び津波対策に関しては、当町も日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別強化地域に国から指定されていることから、津波避難基礎調査を実施し、今年度は「津波避難対策計画（仮称）」及び「津波避難対策緊急事業計画」の策定を進めてまいります。

防災資機材については、国の令和6年度補正予算として新たに創設された「新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、避難所の生活環境向上に必要な車両や資機材の整備を計画しております。

国においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めております。

町では、令和6年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和6年度において脱炭素戦略を策定しております。

ゼロカーボンの実現には、町民、事業者、行政の各主体が連携し、町全体で地球温暖化対策を推進する必要があります。

町では、普及活動を積極的に実施することでゼロカーボン実現に向けた機運の醸成を図るとともに、脱炭素に向けた取り組みが全町的な広がりを見せるような施策を展開してまいります。

なお、白符地区の山林で計画されている陸上風力発電については、ゼロカーボンに大きく寄与する事業と考えられるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山林を所有する民間会社と連携を図り、実現に向けて必要な支援を行ってまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町による連携が重要なため、先駆的な自治体を参考に具体的な対策の検討を継続して進めてまいります。

なお、ごみの減量化については、家庭ごみの約4割を占める生ごみを減らすことが効果的な方策とされており、引き続き電動生ごみ処理機の普及を推進するとともに、不法投棄の未然防止に努めてまいります。

テレビ放送は日常生活で情報を得るため必要不可欠なものであり、テレビを視聴できない住民が生じることが、近年頻発する異常災害時の緊急事態における情報収集の手段が遮断され、地域住民の生命財産等に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

当町では、地上デジタル放送の開始から13年が経過し、当時整備した施設の機器更新時期が迫っており、安定的なテレビ視聴が可能となるよう、機器の更新を順次進めてまいります。

町内の空家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、多くの町民の方々が自主的な解体をしていただいております。引き続き、空家の適正管理及び不良空家の除却を推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

5 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり。

町民が安心して快適に暮らす住環境の向上による定住人口を確保するために実施している住宅リフォームに対する補助金について、令和6年度までの支援としておりましたが、制度開始以来、定住人口の確

保はもとより、町内経済の活性化に寄与していることから、令和7年度以降も引き続き支援を行ってまいります。

持続可能な地域社会を実現するため、SDGsを意識したまちづくりを推進するとともに、町民の理解を深めるため、広報等による周知に努めます。

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り、魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、企業版ふるさと納税とともに、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

6 第2青函トンネル構想の実現で未来につなぐまちづくり。

第2青函トンネル構想の実現は、北海道全体の振興に欠かすことのできない要素となっており、実現に向け北海道及び道民の理解と意識の醸成を目指してまいります。

また、渡島総合開発期成会の要望事項として、「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が位置づけられており、渡島全体での取り組みを推進できる体制も整っておりますので、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう、青森県今別町等とも連携しながら北海道や青森県、衆・参国會議員等に対する要請活動を、積極的に展開してまいります。

7 合併70周年記念事業について。

昭和30年に吉岡村と福島町が合併し、新たな福島町が誕生して70年の節目を迎えます。

町では、先人たちの歩みに感謝の思いと新たな歩みを町民と共に祝うため、合併70周年記念事業を計画しております。

なお、記念事業では、大きく4事業を計画しており記念式典は11月に開催することとしております。

町民対象の事業として、例年9月に開催している敬老会を6月に前倒して、出席者及び一般町民も楽しんでいただける有名芸能人を迎えて芸術鑑賞事業を実施することとしております。

また、福島町商工会、福島町観光協会にもご協力をいただき夏のイベントで2つの事業を計画しております。

IV 令和7年度予算概要

令和7年度の地方財政計画では、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に答えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対し、行政サービスが安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額が確保されました。

その内、地方交付税については、前年度比1.6%、2千904億円増の18兆9千574億円が計上されております。

令和7年度予算編成については、これまでと同様、第6次福島町総合計画の着実な事業推進を図るとともに、様々な町政課題に的確に対応する予算計上に努めております。

燃料費及び物価高騰等により、各会計において歳出予算の抑制については大変厳しい状況にあります。が、限られた財源のもと財政健全化を念頭に置きながら、第6次福島町総合計画のまちづくりの目標実現に向けた施策や事業を計上したところであります。

歳入の町税においては、定額減税終了による個人町民税の増、及び法人町民税の増により1.5%増の4億9千288万5千円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、地方財政計画や前年度実績等を考慮し、当初予算では7.7%増の19億6千1百万円を計上しております。

歳出については、定住促進に向けた定住向け町有住宅建設事業の実施、子育て環境の充実に向けた認定こども園福島保育所改修事業の実施、町の基盤整備として各地区における町道等を整備してまいります。各会計の歳入歳出予算額は、一般会計45億2,425万4千円、国民健康保険特別会計6億6,217万円、介護保険特別会計5億2,277万1千円、うち保険事業勘定5億2,113万2千円、サービス事業勘定163万9千円、後期高齢者医療特別会計7,987万3千円、町立診療所特別会計1億2,617万2千円、水道事業会計2億691万5千円、浄化槽事業会計7,725万5千円、計61億9,941万円となります。

V むすび

以上、令和7年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今年度は、昭和30年1月に吉岡村と福島町が合併し新福島町が誕生して70周年の節目の年となり、次の時代につなぐ大切な年でもあります。

町を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、このような困難な時代だからこそ、私たちが本来持っている、自助・共助・公助が重要であり、今、この時代だからこそ、皆で、そして地域全体が助け合い支えあいながら“まち”を共に創る「共生社会の実現」が求められています。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

私は、町民と行政の相互の信頼関係が、政を進めていくうえでの基本と捉えており、引き続き、福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆さまと共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆さまから様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆さまの思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆さまの深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆さまのご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の町政執行方針とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

教育行政執行方針の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和7年度 教育行政執行方針。

1 はじめに。

令和6年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

デジタル化の進展や国際社会の変容、地球温暖化など、刻々と変化する社会にあつて、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。

よりよい教育を通じ、よりよい社会を創るという目標を共有し、地域と連携・協働しながら未来の創り手である人材を育成するため、生きる力を育むことが重要となります。

児童生徒や若者がふるさとに誇りと愛着を持ち、将来への希望をもって成長できるような教育行政に取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和7年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2 福島商業高校の魅力化。

福島商業高校の令和7年度入学者の出願状況は、20名となっており、町内4名、渡島管内2名、その他道内8名、道外から3都県6名と、多様な地域の生徒から出願がありました。

全国募集が3年目を迎え、在校生がその魅力を発信し続け、福島商業高校の教育内容や特色についての認知度が全国的に高まってきたためと考えております。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市及び東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパス等で福島商業高校の魅力を発信してまいります。

なお、本年度は初めて、大阪府で行われる対面形式での説明会に参加することとしております。

また、高校魅力化を推進するため、民間事業者と協力しDX人材の育成授業や、ドローンを操縦体験する講習会を引き続き実施してまいります。

このほかノートパソコンの無償貸与、地域課題探究学習の講師派遣費用、各種資格取得、進学・就職対策、給食の無償提供などの支援を継続して行ってまいります。

3 青少年交流センター。

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、令和6年度の増築事業により、合計で51室となりました。

令和7年度は1年生14名、2年生19名、3年生5名の計38名が入居する見込みとなっております。

本施設は、福島商業高校に全国からやってくる生徒にとって、大きな魅力のある施設となっていることから、今後とも生徒が安心して暮らせるよう運営管理に努めてまいります。

令和7年度は施設の増築に伴い、地域おこし協力隊のハウスマスター1名を増員し2名体制とすることで、入居生徒への生活・進路支援の充実を図ってまいります。

また、高校生が小売業やコンブ養殖など町内産業の担い手として、また、福島大神宮例大祭をはじめとした各種イベントへの参加者が増えてきており、活気ある町づくりの一助となるよう取り組みを進めてまいります。

4 学校教育。

(1) 学力の向上。

インターネットをはじめとした情報化、人工知能（AI）の活用など急速に変化する時代にあって、これからの社会に対応する資質・能力の育成が求められています。

そのため、興味関心を持ち自ら取り組み、振り返って次につなげる「主体的な学び」、いろいろな人と関わり、自分の考えを広める「対話的な学び」、情報を精査し、課題を見出して解決策を創造するなど「深い学び」の3点が学習指導要領に示されており、これらを意識した教育活動を実践することが重要となります。

福島町の小・中・高校では、地域の課題を調べ（社会）、データを統計的に処理し（算数・数学）、解決策を自分の言葉で考え（国語）、プレゼンテーションにまとめ（情報）、相手に向けて発表する「地域課題探求学習」を行っています。

本年度も福島町の産業、自然、文化を学ぶ「主体的・対話的で深い学び」の取組を推進してまいります。

(2) 教職員の資質向上と働き方改革。

児童生徒によりよい教育を行うためには、教職員の資質能力の向上が欠かせません。

令和5年度に設立した「福島アカデミー」は、町内小・中・高校の横断的な組織として教職員研修、児童生徒交流などを積極的に行ってきました。小・中・高校の連携がより図られ、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織となるよう支援・助言してまいります。

また、AIドリルの活用研修会や、特別支援教育講演会など町独自の研修会を開催し、資質能力の向上に努めてまいります。

昨今、教職員の働く環境の改善が課題となっています。福島町では月40時間以上超過勤務している教職員は比較的少ないものの、町全体で勤務時間の縮減に努力していかなければなりません。

令和6年度には学校だよりの全戸配布・回覧を止め、ホームページを充実することで、各学校の教育内容がわかるよう取り組んできたところです。

令和7年度においては、授業時数の適正な設定、夏季、冬季、学年末・学年初めの各休業期間について確認し、余裕のある学校運営となるよう検討してまいります。

(3) ICT教育の推進。

渡島管内の他町に先んじて整備した「1人1台端末」が7年を経過しようとしており、更新が急務となっております。

これまで小学校1年生から中学校3年生まで全員にiPadを整備しておりましたが、今回の更新では小学校低学年は直感的な操作がしやすいiPadを、小学校3年生以上にはクロームブックを整備することにしてまいります。

端末の購入は公立学校情報機器整備事業補助金を活用するとともに、北海道教育長が会長の「共同調達会議」に参画し、全道規模の入札により購入いたします。

また、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、小学校1年生から中学校3年生までの5教科を網羅しているAIドリルを整備し、授業での活用や持ち帰りによる家庭学習に活用してまいります。

情報処理、ネットモラル、タイピングなど、これからの社会において必須の能力となりますので、引

き続き I C T 支援員を配置し、各学校の I C T 教育が進むよう取り組みを進めてまいります。

(4) 部活動の地域移行。

令和 6 年度は渡島西部 4 町において、本格的に野球とバスケットボールを拠点校方式による部活動として協定を結び、円滑な運営に取り組んでまいりました。

学校に部活動がなくても野球とバスケットボールがやりたい生徒は、知内町及び福島町の拠点校に所属して活動ができるようになり、また、大会参加時のバス運行も 4 町が連携し、効率的な運行に努めてきたところです。

一方、休日の指導者の確保や、通常練習の保護者送迎が課題となっており、令和 7 年度はこれらの課題に 4 町でどのように対処していくか、引き続き検討いたします。

令和 6 年 1 2 月に開催されたスポーツ庁の有識者会議において、これまでの「地域移行」から「地域展開」という表現に変更し、休日の部活動の地域展開を原則令和 1 3 年度までに達成することを目指すことが確認されました。

福島町において、「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和 5 年 7 月に設置し継続的に検討してきたところです。令和 6 年度は中学校の部活動顧問に、より詳細なアンケートを実施し、小学校高学年の児童にも意向調査を実施して進むべき方向性を検討してきました。

令和 7 年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を行ってまいります。国の動向を受けて当町においても令和 1 3 年度までに休日の地域展開を達成するよう取り組みを進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 1 2 時 0 0 分)

(再開 1 2 時 5 7 分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き会議を再開します。

教育行政執行方針の 3 8 ページ (5) 教育施設の維持管理から説明をお願いいたします。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

(5) 教育施設の維持管理。

令和 5 年夏の猛暑を受け、令和 6 年に各学校に冷房設備の導入を進めてきたところです。北海道においても年々暑さが厳しくなっており、令和 7 年度も引き続き児童生徒が良好な環境で学習できるよう、適切な運用に努めてまいります。

教育施設の維持管理については、令和 3 年 2 月に「教育施設等長寿命化計画」を策定し、町財政の状況も勘案しながら、計画的な維持管理を図ってまいります。

(6) 学校給食。

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。令和 7 年度においても、児童生徒が安心しておいしく食べられる給食の提供を進めてまいります。

福島町産米の使用については、令和 3 年度から 7 0 % 超の使用率となっておりましたが、令和 5 年度の収穫量減少などの影響もあり、令和 6 年度以降は、使用率が低下する見込みとなっております。引き続き、農業協同組合とも協議を重ねながら、町産米の使用に取り組んでまいります。

また、今後とも地産地消に意を用い、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

6 生涯学習。

(1) 青少年教育。

子どもたちがふるさとに誇りを持ち、豊かな心やたくましく生きる力を育むためには、異世代間の交流などを通じて、郷土の歴史や自然に多く触れる機会を創出していくことが重要であります。

令和 6 年度まで実施していた「福島学ジュニア」は、各学校での地域学習が浸透してきたことから、

図書室の事業と合わせ、令和7年度に事業精査し、内容について再構築してまいります。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、津軽三味線と和太鼓を用いた「和楽器の進化」をテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっています。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」は、プログラミングの楽しさを伝えてきましたが、学校教育でICT支援員が授業等で実施するため、令和6年度で終了いたします。

令和7年度の友好市町の中学生徒交流事業は、夏季に長野県木曽町への派遣、また、冬季に長崎県松浦市からの受入を行い、友好の絆を深めてまいります。

また、令和5年度に包括協定を締結した青森県中泊町との小学生交流事業を計画しており、初回となる今年度は、中泊町を会場に実施予定であります。両町の産業や伝統文化を体験し郷土愛を育むとともに、チャレンジ精神や共同生活による協調性を身に付けてもらうことを目的としております。

(2) 成年教育。

町民が自己の啓発を高めるとともに多様な学習活動を提供するなど、生涯学習活動への支援は、潤いのある生活と活力ある地域づくりの推進にも繋がります。

町民文化祭では、小中高校から各文化団体を中心として展示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しておりますが、町制施行70周年を記念した事業を共催し、更に多くの町民に参加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。

生活講座については、町民の皆さまの要望に沿う内容を中心に、事業の実施に取り組んでまいります。

二十歳（はたち）を祝う会については、大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

(3) 高齢者教育。

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため高齢者学級を開催してまいります。

令和7年度については、年齢問わず参加できる生涯スポーツを組み入れるなど、学習プログラムの企画を実行委員と相談しながら実施し、参加者相互の交流に努めてまいります。

(4) 読書活動の推進。

図書室運営は、図書システムにより利便性の向上に努めており、蔵書検索システムへのアクセス数は、毎年度5,000件を超えていることから、町民の皆さんがシステムを有効に活用し、日ごろの貸し出しに役立っているものと認識しており、今後も継続的に適切な運営に努めてまいります。

幼稚園・保育所、各学校等での取り組みは、「第3次福島町子ども読書活動推進計画」により、読書感想文・感想画コンクールや移動図書、「よみきかせの会」の読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などを実施し、読書活動を推進してまいります。

7 スポーツ。

(1) 青少年教育。

成長期に適度な運動習慣を身につけることは心身の発達にとっても大切であり、関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」は、福島町相撲協会とともに実行委員会を組織し、伝統ある大会が成功するよう取り組んでまいります。

また、函館青年会議所主催の「わんぱく相撲大会」への協力や、小学校での「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体との連携により、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少年団の活動が円滑に進むよう、今年度についても大会出場費等活動費の支援を行うなど、関係者の皆さまと取り組んでまいります。

(2) 成年教育。

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であり、各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進してまいります。

吉岡小学校運動会については、近年福島商業高校生徒も参加し、地域住民との交流も図られているところではありますが、令和7年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

高齢者スポーツ大会については、各町内会からの参加が2年連続少なかったためこれを取り止め、令和7年度からは高齢者学級に軽スポーツを取り入れるなど、運動に親しむ機会を創出してまいります。

そのほか、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会は、各関係団体の運営が円滑に行われるよう継続的に支援してまいります。

（3）南北海道駅伝競走大会。

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和7年度で第43回を迎えます。

出場チーム数は、年々減少傾向にありますが、出場しやすい大会となるよう関係者とともに大会運営に取り組んでまいります。

また、令和6年度においても多くの企業等から協賛を賜り、ちゃんこ鍋等の無料提供が行われ、参加者から好評を得ており、令和7年度においても継続して提供できるよう努力してまいります。

（4）体育施設。

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者維持・増加に向けた取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

特に、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場は、令和5年度の高気温の影響によるコース芝の損傷が著しいことから、令和7年度から計画的にグリーン芝の張替を行う予定としております。

8 文化財等。

（1）歴史文化の保存伝承。

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私たちにはその価値を次の世代へと伝える責務があります。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

児童生徒への郷土芸能体験は、令和6年度同様、学校と連携し、取り組んでまいります。

また、町民が福島町の歴史を理解する機会として、年1回程度歴史文化講演会を開催してまいります。

（2）埋蔵文化財。

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しておりますが、吉岡漁村環境改善センターに一時収容していた、豊浜・館崎両遺跡土器等は、旧美山教員住宅及び吉岡小学校の空き教室への移設が完了しており、今後、台帳整備等を行いながら文化財の適正な保存管理を進めてまいります。

9 むすび。

以上、令和7年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

児童生徒一人ひとりに個別最適な学びを実践し、予測不能な社会に対応できる人材の育成に努力してまいります。

また、町民の皆さまが福島町に誇りと愛着を持ち、将来に希望が持てるような教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和7年度教育行政執行方針といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

町政執行方針・教育行政執行方針の説明を終わります。

◎議案第40号 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第40号 犯罪被害者等見舞金支給条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の7ページをお願いします。

議案第40号 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例。

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

制定の理由について説明いたしますので、別冊9説明資料の5ページをお願いします。

1、制定の理由。

犯罪被害者等基本法において、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有することと規定されております。

町においては、犯罪被害者等の支援の施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする福島町犯罪被害者等支援条例を令和5年に制定しております。

国では、法律に基づき犯罪被害者等給付金を支給しているところですが、申請から審査を経て支給までの期間が1年程度を要することから、町において速やかに見舞金を支給することにより、被害者又は遺族の生活の安定と精神的被害負担軽減を図るため、当条例を制定するものであります。

2、条例の内容。

ここの内容の字句の訂正をお願いしたいと思います。

(2)の2行目に、いずれも犯罪被害が行われると書いているんですが、犯罪被害ではなくて「犯罪行為」ということで訂正をお願いいたします。

それでは続けます。

(1)第3条関係の見舞金の支給対象者ですが、犯罪被害者又はその遺族となつてございます。

(2)第4条及び第5条は、見舞金の種類及び金額を規定してございます。

見舞金の種類等については表のとおりとなっており、犯罪行為により死亡した場合は遺族の方に対して30万円。傷病受けた方及び性犯罪被害を受けた方については10万円としてございます。

いずれも犯罪行為が行われた時及び被害を受けた日から引き続き町内に住所を有している者が対象です。

(3)第6条は、遺族の範囲及び順位を規定してございます。

(4)第7条では、見舞金を支給しないことができる場合を想定しており、①被害者及び遺族と加害者に親族関係があったとき。②被害者又は遺族が犯罪を誘発したとき又はその責めに帰すべき行為があったとき。③暴力団員及びこれらのものと密接な関係を有する者。

(5)第8条は、見舞金の支給申請及び期限を規定してございます。

支給申請手続きは規則で定めますが、申請期限については犯罪被害の発生を知った日から2年又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときとします。

(6)第9条では、見舞金の支給決定の取り消しを規定してございます。

第7条の規定に該当することが判明したときや、不正な手段により支給を受けたことが判明した場合は返還を求めることができることとします。

(7)第10条は規則への委任、条例の施行に必要な事項は規則で定めることを規定してございます。

参考として7ページに規則(案)を添付してございます。

3、条例制定に伴い改正が必要な条例。

基本条例となる福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正し、見舞金の支給を規定いたします。

4、施行年月日。

令和7年4月1日から施行いたします。

なお、議案の7ページから9ページに条例(案)を掲載しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

以上で、議案第40号 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
議案第40号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第40号は可決いたしました。

◎議案第43号 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第43号 犯罪被害者等支援条例の一部改正を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の27ページをお開きください。
議案第43号 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例。
福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和7年3月11日提出、福島町長。
改正の理由について説明いたしますので、説明資料の13ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定に伴い、犯罪被害者等支援の基本となる本条例においても見舞金の支給について規定するものであります。

また、条例の根拠となる国の犯罪被害者等基本法についても併せて定義するものであります。

2、改正の内容。

（1）第1条に基本となる法律の犯罪被害者等基本法を定義します。

（2）第7条に犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行うことを規定するものです。

3、施行年月日。

令和7年4月1日から施行します。

なお、議案の27ページから28ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

以上で、議案第43号 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第４３号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４３号は可決いたしました。

◎議案第４４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第７ 議案第４４号 職員の勤務時間、休暇等条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の２９ページをお開きください。

議案第４４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年３月１１日提出、福島町長。

それでは、改正の理由について説明いたしますので、説明資料の１４ページをお願いいたします。

１、改正の理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護離職防止として仕事と介護の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

２、改正の内容の主なものは、（１）第１５条の２に、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等。職員に対して介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る意向を確認するための面談やその他の措置を講ずるため、条文の追加をします。

（２）第１５条の３に、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、以下の措置を講ずることを条文に追加します。

①職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。

②介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。

③その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。

３、施行年月日。

令和７年４月１日から施行いたします。

なお、議案の２９ページから３０ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど確認をお

願います。

以上で、議案第44号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第44号は可決いたしました。

◎議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第45号 職員の育児休業等条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の31ページをお開きください。

議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の15ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正がされたことに伴い、当該条例の改正を行うものです。

2、改正の内容（第18条関係）。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を下記の表のとおり整理するものでございます。

3、施行年月日。

令和7年4月1日から施行します。

なお、議案の31ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。
以上で、議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
議案第45号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第45号は可決いたしました。

◎議案第48号 福島町奨学資金条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第48号 奨学資金条例の一部改正を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

それでは、議案の53ページをお願いします。
議案第48号 福島町奨学資金条例の一部を改正する条例。
福島町奨学資金条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和7年3月11日提出、福島町長。
内容につきましては、別冊9の議案説明資料でご説明させていただきます。
説明資料の26ページをお開き願います。

1、改正の理由。

町奨学資金貸付制度については、学業成績優秀であること及び素行善良であることのほか、2人の連帯保証人が得られることを条件としておりますが、保護者以外の連帯保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容。

第2条内に連帯保証人の人数明記箇所の削除を行うものでございます。

3、施行年月日。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。
なお、議案の53ページに新旧対照表を掲載してございますので、後ほどご確認願います。
以上で、議案第48号 福島町奨学資金条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第48号は可決いたしました。

◎議案第49号 福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第49号 小笠原実奨学金基金条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

それでは、議案の55ページをお願いします。

議案第49号 福島町小笠原実奨学金基金奨学条例の一部を改正する条例。

福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

内容につきましては、別冊9の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の27ページをお開き願います。

1、改正の理由。

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容。

1点目としまして、第6条の保証人の人数明記箇所の削除を行います。

2点目として、6条及び11条の保証人を「連帯保証人」に改めるものでございます。

3、施行年月日。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案の55ページに新旧対照表を掲載してございますので、後ほどご確認をお願いします。

以上で、議案第49号 福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第49号は可決いたしました。

◎議案第50号 福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第50号 花田俊勝奨学金基金条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

それでは、議案の57ページをお願いします。

議案第50号 福島町花田俊勝奨学金基金奨励条例の一部を改正する条例。

福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

内容につきましては、別冊9の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の28ページをお開き願います。

1、改正の理由。

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、

条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容。

1点目としまして、第7条の保証人の人数明記箇所の削除を行います。

2点目として、第7条及び第11条の保証人を「連帯保証人」に改めるものでございます。

3点目としまして、第12条に奨学生の届出義務に、住所等異動時の追加を行うものでございます。

4点目としまして、第13条として規則への委任事項の追加を行うものでございます。

3、施行年月日。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案の57ページに新旧対照表を掲載してございますので、後ほどご確認をお願いします。

以上で、議案第50号 福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第50号は可決いたしました。

◎議案第51号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第51号 家庭的保育事業等の設備・運営基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の59ページをお開き願います。

議案第51号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように

定める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきますので、別冊9説明資料の29ページをお開き願います。

1、改正の理由。

栄養士法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正があり、令和7年4月1日に施行されることを受けて、同法及び同基準を準用している福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

(1) 第6条関係。

家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、次の2項目を可能としたため、関係する規定の追加及び改正をするものであります。

ア 保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保すること。

イ 代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすること。

(2) 第16条関係。

これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、法改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりましたので、栄養士の配置を規定する箇所に管理栄養士を追加するものであります。

(3) 条例附則。

家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、「施行日から起算して5年を経過する日までの間」から「令和12年3月31日までの間」へ改正するものであります。

3、施行期日。

令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案の59ページから62ページにかけて新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第51号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第51号は可決いたしました。

◎議案第52号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第52号 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業の運営基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の63ページをお開き願います。

議案第52号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

内容につきましては説明資料でご説明させていただきますので、別冊9説明資料の30ページをお開き願います。

1、改正の理由。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正があり、令和7年4月1日に施行されることを受けて、同基準を準用している福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

(1) 第37条関係。

小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型は、第42条第3項第1号に置かれている小規模保育事業A型事業者等の定義規定の中で用いられておりますが、当該定義規定が改正により新設する同条第3項に移ることから、引用を改める改正をするものであります。

(2) 第42条関係。

保育内容支援について、代替保育と同様に地域型保育事業者同士の連携が可能となるよう基準を緩和する改正がなされたことにより、本条中に第2項及び第3項として項を新設する改正を行います。

また、当該改正に伴い第2項以降の項が2項ずつ繰り下がることから、引用を改める改正をするものであります。

(3) 条例附則。

特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を施行日から起算して「10年」を「15年」へ改正するものであります。

3、施行年月日。

令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案の63ページから67ページにかけて新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第52号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第 5 2 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 5 2 号は可決いたしました。

◎議案第 5 3 号 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第 1 4 議案第 5 3 号 指定介護予防支援等事業の人員・運営、指定介護予防支援等、介護予防の効果的な支援方法基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の 6 9 ページをお開きください。

議案第 5 3 号 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出、福島町長。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊 9 の説明資料の 3 1 ページをお開きください。

1、改正の理由。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

2、改正の内容。

（1）第 1 5 条関係。

地域包括支援センター運営協議会の省令定義規定を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改正するものであ

ります。

3、施行年月日。

公布の日から施行します。

なお、議案の69ページに条例の新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第53号 福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第53号は可決いたしました。

◎議案第54号 福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第54号 地域包括支援センターの包括的支援事業実施基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の71ページをお開きください。

議案第54号 福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊9説明資料の32ページをお開きください。

1、改正の理由についてですが、先ほど議案第53号で説明した改正の内容と同様でございますので、説明を省略いたします。

2、改正の内容。

(1) 地域包括支援センターにおける職員の柔軟化（第4条関係）。

ア 地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるよう改正します。

イ 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することができるよう改正します。

なお、現時点では当町におきましては、地域包括支援センターは一箇所しかございませんので、直接的な影響はございません。

3、施行年月日。

公布の日から施行します。

なお、議案の71ページから73ページに条例の新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第54号 福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第54号は可決いたしました。

◎議案第56号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第56号 水道布設工事監督者の配置・資格基準、水道技術管理者資格基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の 77 ページをお開きください。

議案第 56 号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 11 日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、別冊 9 の 34 ページをお開きください。

1、改正の理由。

国は、水道工事に携わる職員の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、これらの資格要件を緩和する方向で水道法施行令及び施行規則の見直しを行いました。

当町においても国の改正を受け、これらに係る条例の一部を改正いたします。

2、改正の内容。

「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件において、「学科の要件」と「実務従事の実験年数」を緩和します。

（1）学科要件の緩和（第 3 条、第 4 条関係）。

これまでの学科等の資格要件の外に下記要件が追加されてございます。

①第 3 条第 1 項。

第 1 号から第 11 号まであり、「大学」の後に「旧大学令による大学」を追加など学科等が追加されてございます。

②第 4 条第 1 項においても、学科等の資格要件において第 3 条を引用してございます。

（2）経験年数の緩和（第 3 条、第 4 条関係）。

各号の資格要件の実務従事経験年数が短縮されてございます。

3、施行年月日。

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

以上、議案第 56 号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

なお、議案の 77 ページから 81 ページに条例の改正前後表がございましたので、ご確認願います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第56号は可決いたしました。

◎議案第59号 福島町森林整備計画の策定について

○議長(溝部幸基)

日程第17 議案第59号森林整備計画の策定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

議案の103ページをお願いします。

議案第59号 福島町森林整備計画の策定について。

福島町森林整備計画を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

1 福島町森林整備計画は別冊2のとおりとなっております。

内容につきまして説明いたしますので、説明資料の60ページをお願いします。

1、計画策定の理由。

令和6年12月25日に北海道が策定した渡島檜山地域森林計画の公表があったところから、森林法第10条の5第4項の規定に基づき、福島町森林整備計画を地域森林計画に適合する必要があります。

町では、地域森林計画との整合性を図るため、10年一期として令和2年に策定した計画について、新たに後期5か年を勘案した内容とするよう、令和7年4月1日を始期とする計画を策定するものです。

2、主な計画内容。

当計画は、前計画と大きな変更点はなく、「森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等」に関する内容及び「公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域の見直し」並びに地域森林計画と整合性を図るよう「一部文言」の修正を行うものです。

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期に発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力を得られるよう普及啓発に努める内容を追加しております。

(2) 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域。

森林の現状に沿った森林のゾーニングとするため、「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「木材等生産林」の区分を見直ししております。

3、計画策定に係る事務スケジュール等について。

(1) 令和7年1月に福島町森林整備計画(案)公告・縦覧。

(2) 令和7年2月に渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム協議。

(3) 令和7年3月に福島町議会定例会3月会議に上程。

(4) 令和7年3月に北海道知事協議・同意及び計画決定。

(5) 令和7年3月末に福島町森林整備計画の公表となります。

4、計画の始期。

令和7年4月1日から適用するものでございます。

なお、61ページから106ページには新旧対照表を添付してございます。

以上で、議案第59号 福島町森林整備計画の策定についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第59号は可決いたしました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 13時58分）

（再開 14時09分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第60号 第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第60号 第3期人口ビジョン・総合戦略の策定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の105ページをお開きください。

議案第60号 第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について。

第3期福島町人口ビジョン・総合戦略を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

第3期福島町人口ビジョン・総合戦略は、別冊3のとおりとなっております。

内容につきましては、別冊9の議案説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の107ページをお開きください。

1、策定の経過について。

国は、まち・ひと・しごと創生法の施行後、地方創生の取組が本格的に始まってから10年を振り返り、これまでの反省を踏まえたうえで、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止め

たうえで、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくための「地方創生2.0」の基本的な考え方を示しました。

当町の第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、今年度が計画の最終年度となっております。

そのようなことから町においても国や北海道の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目無い取組を進める必要があるため、令和7年度を初年度とする「第3期福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定するものであります。

2、計画書について。

(1) 計画期間。

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(2) 人口ビジョンの見直し。

人口ビジョンについては、令和2年国勢調査を含め直近の統計調査などを反映した内容で時点修正を行っております。

(3) 総合戦略の概要。

総合戦略については、現行の総合戦略の取り組みを引き続き維持しながら、地域の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を展開するものであります。

①基本目標については、原則、現行の総合戦略に掲げている4つの基本目標を引き継ぎ、施策の推進を図ります。

基本目標1は、産業の再生による雇用を創出し、次世代を担うリーダー等を育成する。

基本目標2は、若者等の定住を促進し、子育て環境を充実する。

基本目標3は、時代に合ったまちをつくり、町民の安心安全な暮らしを守るとともに、がん予防対策を充実する。

基本目標4は、まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する。以上のとおりとなっております。

次のページをお開きください。

②取り組む施策等については、国・道の総合戦略を勘案して、4つの基本目標の目標数値の達成に向けた施策の推進に努めてまいります。

地域みらい留学の取組で全国から福島商業高校へ入学する生徒の転入が増加しているという明るい兆しがあるものの、自然減や社会減により人口減少が進行している状況に変化は見られません。

短期集中的な施策の展開により、人口増に転じることは困難でありますので、引き続き、子育て支援や若者の定住対策、交流人口及び関係人口の拡大等につながる施策に取り組むことで地域経済の底上げを図り、人口減少率の鈍化を目指してまいります。

以上で、第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第60号は可決いたしました。

◎議案第61号 第4期福島町地域福祉計画の策定について

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第61号 第4期地域福祉計画の策定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の107ページをお開きください。

議案第61号 第4期福島町地域福祉計画の策定について。

第4期福島町地域福祉計画を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

計画の内容につきましては別冊9の議案説明資料で説明いたしますので、109ページをお願いいたします。

1、計画策定の理由について。

社会福祉法第107条において、市町村は地域福祉の推進に関する一体的な計画として、「市町村福祉計画」を策定することが努力義務となっており、当町では平成22年度から26年度までの5年間の第1期として、平成27年度から令和元年度までの5年間の第2期として計画を策定しております。

現計画が令和6年度までのものであることから、令和7年度からの次期計画を策定するものです。

2、計画期間について。

令和7年度から令和11年度までの5年間といたします。

3、計画の概要について。

基本理念である「一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま」実現のため“健康福祉・協働福祉・安心福祉”を基本方針と定め、基本目標・各種施策を定めております。

基本目標1として、みんなの元気が支えるまちづくり。

基本目標2として、みんなで手をつなぐまちづくり。

基本目標3として、みんなが笑顔になるまちづくり。

4、計画書。

別冊4のとおりでございます。

計画の内容を若干説明いたしますので、別冊4の1ページをお願いいたします。

第1章として、計画の策定と目標について記載しております。

本計画では、第3期計画の基本的な方向性を引き継ぐとともに、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標としております。

2、計画の位置づけ。

先ほど説明いたしましたので、省略いたします。

3、計画の期間についても省略いたします。

2ページをお願いいたします。

4、関連する計画等の関連図を掲載しております。

このページの上段に記載しておりますとおり、今回の計画から地域福祉と一体的な取り組みが求められ

る「地方再犯防止推進計画」についても本計画に包含するものとしております。

なお、下段の枠内に記載のとおり、既に実施している社会を明るくする運動や保護司会等の支援に関する取り組みを「地方再犯防止計画」として位置付け推進いたします。

5ページから7ページについては、町の現状について記載しております。

8ページから12ページにつきましては、福祉等の関係団体に対しての実施したアンケート結果を記載しております。

13ページから17ページまでは、第3期計画の取組状況の実施状況について記載しております。

18ページをお願いいたします。

第2章 福島町の地域福祉推進の理念や考え方について記載しております。

1、福祉のまちづくりへの挑戦。

中段ほどになりますけれども、本計画は、一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で“きずな”を深め、助けられる人のしあわせと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を“元気”にするという、福祉のまちづくりに挑戦するもので、それを図にしたものが下の表となっております。

19ページをお願いいたします。

2、地域福祉の基本的考え方。

中段ほどになりますが、本計画では、住民みんながしあわせになるまちをつくるため、一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」を基本方針と定め、それをイメージとしたものが下の図となっております。

20ページをお願いいたします。

3、施策の体系。

基本理念、基本目標、町の施策の方向性を図で示しております。

21ページをお願いいたします。

第3章 地域福祉の進め方について記載しております。

21ページから31ページまでは、町の基本目標、施策方針別に現状を踏まえて取り組んで行くことを自助・共助・公助に分けて掲載しておりますので、ご参照願います。

32ページをお願いいたします。

第4章 計画の推進について記載しております。

1、地域福祉推進のための圏域設定。

住民の誰もが住み慣れた地域の中で、如何に安心して暮らし続けられるかを第一義に、当町の実情に即して圏域を設定したもので、それを図にしたものが下の表となっております。

33ページをお願いいたします。

2、計画の担い手。

この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を認識し、一体的に協働で取り組むべきもので、わたしたち一人ひとりが地域のことに関心を持ち、計画の中に盛り込まれた「今後の取組」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的にかかわることが大切となることから、計画を推進するため、住民をはじめ「町社協」「民生委員・児童委員」「地域（町内会）」「社会福祉法人」「各種団体」、町が担うそれぞれの役割について記載しております。

34ページをお願いいたします。

3、地域福祉の推進・調整。

社会福祉協議会と行政の推進・調整について、社会福祉協議会と行政の推進・調整、計画・取組の周知、進み具合の評価について記載しております。

以上で、簡単ではありますが説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第61号は可決いたしました。

◎議案第62号 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について

○議長（溝部幸基）

日程第20 議案第62号 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の109ページをお願いします。

議案第62号 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

第3期福島町子ども・子育て支援事業計画を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出、福島町長。

計画の内容につきましては説明資料でご説明させていただきますので、別冊9説明資料の110ページをお願いします。

1、策定の経過。

全国的に少子化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境がおおきく変化しており、様々な課題の解決が求められております。

国においては、平成24年に「子育て関連3法」を制定、平成27年度から「子ども・子育て新制度」の創設、さらに令和5年4月には「こども家庭庁」を創設するとともに「こども基本法」の施行及び「こども大綱」や「こども未来戦略」などの子どもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

当町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から31年度）」、「第2期福島町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から6年度）」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金、保育料、医療費及び給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

人口減少により厳しい現状の中で、新たな時代へ「まち」を繋いでいくことが大きな課題となっており、

時代の変化とともに多様化するニーズを的確に捉え、切れ目ない子育て支援を実現する必要があります。

このため、当町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」とし、子育てに対する負担や、不安、孤独感を和らげることを通じて、地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るために「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

2、計画書については別冊5のとおりでございます。

3、計画期間。

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

それでは、計画書の主な内容を説明しますので、別冊5の3ページをお願いします。

第1章として、計画の概要について記載しております。

1、計画策定の背景及び趣旨について、先ほど説明しましたので省略いたします。

次のページをお願いします。

2、計画の位置づけ。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」を包含した計画となっております。

また、本計画は、町の最上位計画である「福島町総合計画」を上位計画とし、障がい福祉計画、障がい児福祉計画・障がい者福祉計画、健康づくり推進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するための計画として位置づけるものであります。

9ページをお願いします。

第2章として、町の現状について記載しております。

9ページから15ページにかけて人口の動向、子育て支援の状況及び将来人口推計について記載しております。

17ページをお願いします。

第3章として、ニーズ調査について記載しております。

計画策定にあたり、0歳から11歳までの子どもの保護者を対象に、アンケートによるニーズ調査を令和5年度に実施し、最終結果を19ページから26ページにかけて記載しております。

29ページをお願いします。

第4章として、計画の基本的な考え方について記載しております。

1、基本理念。

前計画において定めた基本理念を継承し、「未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」ふくしまを基本理念としております。

2、基本目標。

基本理念の実現のため、以下の3つの視点を基本目標として、児童福祉施策を推進してまいります。

33ページをお願いします。

第5章として、具体的な施策の展開について記載しております。

第4章で説明しました基本理念、そして、3つの基本目標の各施策の基本的方向性を図にしております。具体的な取り組みについて、34ページから44ページにかけて記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

47ページをお願いします。

第6章として、子ども・子育て支援制度について記載しております。

制度の概要、当町の各事業の見込量と確保の内容等を47ページから61ページにかけて記載しております。

65ページをお願いします。

第7章として、計画の推進体制について記載しております。

子ども・子育て支援法では、「市町村責務」等を明確に定めており、それぞれの責務について記載しております。また、計画の推進に向けたそれぞれの役割について、66ページにかけて記載しております。

67ページをお願いします。

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係

者は相互の連携及び協働を図る必要があり、それぞれの連携に係る内容を記載しております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第62号は可決いたしました。

◎議案第71号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第9号）

○議長（溝部幸基）

日程第21 議案第71号 令和6年度一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、別冊8の5ページをお開き願います。

議案第71号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度福島町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,351万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億948万4千円とする。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月11日提出、福島町長。

まず、第2表地方債補正について説明いたしますので、11ページをお開きください。

第2表 地方債の追加でございます。

起債の目的は福島川改修事業債で、限度額1,880万円、起債の方法・利率については記載のとおりとなっております。

12ページをお願いいたします。

地方債補正の変更でございますが、上段の、出産祝金交付事業債から13ページの公有林整備事業債まで全部で15件となっております。今回の変更は事業費確定による増減などが主なものとなっております。

います。

内容につきましては、別冊 9 の説明資料で説明しますので、111 ページをお願いいたします。

111 ページから 112 ページにかけての 15 事業のうち、111 ページの上から 3 段目、福祉センター整備事業債が防災対策事業債で、下から 3 段目、福島川改修事業債が緊急自然災害防止対策事業債、112 ページの一番下、公有林整備事業債が国の予算等貸付事業債で、残りの 12 事業につきましては全て過疎対策事業債となっております。充当率、交付税算入率、算入方法については記載のとおりとなっております。摘要欄にありますように、実績による増減などとなっております。

次に、補正予算の歳出から説明いたしますので、123 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、主に各事務事業の事業完了による執行残、入札減、支出の精査に伴う不用額等でございます。説明につきましては、減額の主なものや新たに追加になったものを中心に説明いたしますので、予めご了承をお願いいたします。

125 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費の車輛管理費 193 万 9 千円の減額は、予算執行見込みによる燃料費の減が主なものとなっております。

続いて一番下の、6 目企画費のふるさと応援基金運営費で 984 万円の減額は、寄付金額の実績見込みによるふるさと納税運用業務委託料をはじめとする関係経費の減額となっております。

126 ページをお願いいたします。

脱炭素戦略計画策定事業費で 365 万 2 千円の減額は、脱炭素戦略計画策定委託料の実績による減額でございます。

128 ページをお願いいたします。

一番下、17 目定住促進住宅等奨励事業費 109 万 7 千円の減額は、実績見込みによる補助金の減額となっております。

129 ページをお願いいたします。

中段の、19 目定住・移住促進事業費の定住促進住宅整備事業費 224 万 7 千円の減額は、主に工事請負費の入札減によるものでございます。

次の段の、U I J ターン新規就業支援事業費で 100 万円の減額は、実績見込みによる補助金の減額となっております。

130 ページをお願いいたします。

上段、20 目チャレンジスピリット応援事業費で 541 万 9 千円の減額は、助成金の実績見込みによる減額となっております。

131 ページをお願いいたします。

上段の、4 項 2 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 282 万 1 千円の減額は、実績による減額となっております。

132 ページをお願いいたします。

7 項財政基金費、2 目減債基金費 1,244 万 1 千円の追加は積立金で、普通交付税において臨時財政対策債償還基金として算定された額を減債基金に積立てるものでございます。

133 ページをお願いいたします。

上段の、5 目ふるさと応援基金費で 1,589 万 9 千円の減額は、寄付金の実績見込みによる基金積立金の減額となっております。

134 ページをお願いいたします。

一番下の、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の障害者福祉事業費で 1,440 万円の減額は、障害者介護給付費の実績による減額となっております。

135 ページをお願いいたします。

一番下の、3 目生活館等管理費の各生活館等改修事業費で 737 万 5 千円の減額は、白符町内会館整備工事の完了によるものでございます。

138 ページをお願いいたします。

中段の、10 目給付金・定額減税一体支援枠事業費の定額減税補足給付事業費 790 万 3 千円、及び次の段の低所得者世帯支援給付金給付事業費 699 万 9 千円の減額は、事業完了に伴う減額でございます。

140ページをお願いいたします。

一番下の、4款衛生費、1項2目予防費872万5千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料などの減額が主なものでございます。

142ページをお願いいたします。

中段、7目心身障害者医療対策費307万3千円の減額、その下の、8目母子保健費102万円の減額は、いずれも実績見込みによる医療費の減額となっております。

143ページをお願いいたします。

2項1目塵芥処理費320万9千円の減額は実績見込みによる減額で、その下の、2目広域事務組合費293万2千円の減額も実績見込みによる負担金の減額となっております。

144ページをお願いいたします。

下から2段目、6款農林水産業費、1項3目農業振興費の農林業担い手養成事業費291万の減額は、申請がなかったことによる減額でございます。

147ページをお願いいたします。

3段目の、3項2目水産振興費の水産業担い手支援事業費128万円の減額及び、次の段の新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業費167万5千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

一番下の、3目漁港管理費の水産物供給基盤機能保全事業費182万7千円の減額は、負担金の確定による減額でございます。

148ページをお願いいたします。

上段の、吉岡漁港岸壁改良整備事業費235万2千円の減額、次の福島漁港整備事業費206万8千円の減額は、それぞれ負担金の事業費の確定によるものでございます。

149ページをお願いいたします。

中段の、7款商工費、1項2目商工振興費の事務事業予算名も同様で、商工振興費116万1千円の追加は、利子補給件数の増加によるものでございます。

152ページをお願いいたします。

中段の、8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様で3、800万円の追加は、除排雪委託料の追加となっております。

153ページをお願いいたします。

中段、3目橋梁維持費、橋梁長寿命化事業費137万円の減額は、桧倉橋橋梁補修工事の確定によるものでございます。

154ページをお願いいたします。

上段の、4目道路新設改良費、町道川原町2号線整備事業費287万5千円の減額、及び中段の3項1目河川総務費の普通河川整備事業費237万1千円の減額についても、事業費確定によるものでございます。

156ページをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時44分）

（再開 14時47分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

補正予算9号の説明を続けます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、引き続き、156ページをお願いいたします。

9款消防費、1項1目災害対策費149万円の減額は、主に各種機器保守点検委託料の実績によるもの

でございます。

158ページをお願いいたします。

2段目、10款教育費、1項1目教育委員会費、高校魅力化推進事業費631万9千円の減額は、光熱水費外需用費の実績見込みによるものとなっております。

4段目、青少年交流センターゼロカーボン・モビリティ導入事業費879万6千円の減額は、入札執行によるものでございます。

166ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2項1目繰出金4,037万3千円の減額は、このあとご審議いただく各特別会計補正予算に関連した繰出金の補正となっております。

次の段、13款職員給与費、1項1目職員給与費の職員給与費567万1千円の減額は、給料で420万7千円、職員手当等で241万8千円がそれぞれ減額、道派遣職員に係る負担金が102万円の追加となっております。

最後に、2目会計年度任用職員給与費で594万円の減額も、実績による報酬、給料、職員手当等の減額となっております。

なお、今回の補正に関連した委員報酬及び給与費等の増減につきましては、別冊8の83ページと84ページに記載してある給与費明細書をご参照願います。

次に、歳入を説明いたしますので、113ページをお開きください。

歳入につきましても、歳出と同様に主なものと新規に追加になったものなどを中心にご説明申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは上段の、1款町税、1項町民税、1目個人の1,000万円の増額、及び次の段の、2目法人の299万9千円の増額、その次の段の、2項1目固定資産税1,000万円の増額は、いずれも賦課及び収納実績見込みによるものでございます。

114ページをお願いいたします。

2段目、10款地方交付税、1項1目地方交付税6,499万6千円の増額は、再算定による追加交付に伴う増額でございます。

115ページをお願いいたします。

中段の、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金558万円の減額は、2節の障害者介護給付費等国庫負担金650万円の減額などが主なものとなっております、いずれも減額実績見込みによるものでございます。

116ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金1,097万円の減額、3段目の3目衛生費国庫補助金413万円の減額、一番下の14款道支出金、1項1目民生費負担金775万1千円の減額についても、実績見込みによるものでございます。

118ページをお願いいたします。

3段目、5目教育費補助金439万8千円の減額は、ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金の減額となっております。

119ページをお願いいたします。

一番下の段です。16款寄付金、1項2目総務寄付金1,600万円の減額は、ふるさと応援寄付金の実績見込みによるものでございます。

120ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1億7,526万3千円の減額でございます。今回の補正予算に係る財源調整などによる減額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は1億3,046万2千円となるものでございます。以下の繰入金につきましては、それぞれ実績により減額してございます。

一番下の、19款諸収入、3項2目奨学資金貸付金収入568万2千円の追加は、実績見込みによる増額でございます。

最後に、121ページからの町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正で説明しましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第71号 一般会計補正予算（第9号）の提案内容について説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時53分）

（再開 14時54分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

すみません。116ページ、ちょっと説明漏れがありましたので、116ページの一番上です。

1目総務費国庫補助金1,097万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時54分）

（再開 14時54分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

別冊9の126ページ、議案ページで言うと42ページ、脱炭素戦略計画策定事業、これは事業精査によるものなのでしょうけれども、最初のこの委託料から見たら30パーセント近く減額されているわけなんですけども、この策定前の入札前の金額の見積根拠というのがどういうものなのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

この脱炭素戦略計画に関しては、一般競争入札ではなく、指名型プロポーザルで策定支援業務の発注先を決定しております。見積の段階では、当然数社の見積の中で一番高い金額を予算として計上させていただいて、実際にプロポーザルの中で業者を選定したということで、それで880万円に委託料が確定したという内容になります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

よく、ちょっと聞き取れなかったんですけども、プロポーザルでやって、それでその内容的に一番掛か

と思ったものが掛からなかったということなんでしょうか。事業内容として。

それとも、何かで縮小になったというのか、ちょっとそこら辺が先ほどの説明で聞き取れなかったので、もう一度。もしですね、もう意見交換ですから、それであれば、そのデータ表見せていただいたんですけども、委員会でやりましたよね。結構、当町独自のデータというのがなかなか採取もできなかったんだろうし、過去のデータもなかなか得られないので他町なり関係団体からも貰ったという資料もあるやに思うんですけども、何せそのデータの信憑性というんですか、そういうものについてはプロポーザルでやった業者というのは、どういう風に捉えて町の方に説明なされているんですか。

あくまでも、そのアンケートは出したけれども、基本となる数字が目標値に達していないのにも、達していない状況の中でアンケート結果という風なものにどうも捉えられるんですよ。

ですから、町としてその計画のデータのものを最低でもこのぐらいの人数の中で何人のアンケートがあるとか、そういうものはある程度業者と話し合われてですね、このデータの信憑性というものを高めているのか。あくまでも業者が出したその分母はどうであれ、帰ってきたものがそのデータなのでこういう結果ですよという風に受け止めるのか。それが一つのデータとして出ているわけですから、それ一つ一つ信憑性がありますよと言われても、なかなか数字的なもので出てくると、どうしてもそっちの方に意識が引っ張られてしまうので、そこら辺は町と業者とどういう話し合いで、このあれがなったのか教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

1点目は予算の根拠について。

○企画課長（村田洋臣）

先ほども説明したところだったんですけども、指名型ということで数社から見積を事前に徴しております。その中で、どの業者でも参加できるようにということで予算は一番高い金額で設定しています。

実際にプロポーザルでプレゼンテーション受けまして業者を選定したわけですが、それがたまたまその880万の見積を出した業者が選定されたということになりますので、まずその点はご理解いただきたいと思います。

それで、アンケートの関係ですが、だいたい常任委員会の意見にもありましたけど、人口に割り返せば5パーセント程度ということで低いという形にはなりますが、個人事業者の中でカウントされているところもございますので、まるっきりその5パーセントにしか聞いていないという状況ではありませんので、そこはちょっとご理解いただきたいんですけども、一般的な他の市町村で実施されているアンケートの率も大体同じような回答率になっているというのは業者の方からも確認しております。

なお、アンケートの回収率低いのは確かでございますので、その辺を補足するために各団体なり個別に漁業者のヒアリングをあとで実施しましてデータの補足を行っているという状況になりますので、信憑性の方を高めるための方策は実施しているということでございます。

○議長（溝部幸基）

いいですか。

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第71号は可決いたしました。

◎議案第72号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第72号 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、別冊8をご用意いたします。85ページをお願いいたします。

議案第72号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,266万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,152万1千円とする。

令和7年3月11日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について歳出から説明いたしますので、99ページをお開きください。

1款総務費、2項1目賦課徴収費27万5千円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

100ページをお願いいたします。

上段の、2款保険給付費、1項1目療養給付費2,500万円の減、2目療養費49万円の減、3目審査支払手数料34万5千円の減額につきましても、いずれも実績見込みによるものでございます。

4項1目出産育児一時金100万円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

101ページです。

5項葬祭諸費、1目葬祭給付費30万円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

次に下段の、5款保健事業費、2項1目疾病予防費299万3千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料及び費用助成金の実績見込みによるものでございます。

102ページをお願いいたします。

下段、7款基金積立金、1項1目事業基金積立金215万4千円の減額は、事業基金積立金の実績見込みによるものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので95ページにお戻り願います。

3款道支出金、1項1目保険給付費等負担金2,751万円の減額は、主に保険給付費等普通交付金2,713万5千円の減額で、歳出の保険給付費の減額に伴うものであります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金726万1千円の減額は、保険基盤安定繰入金及び一般会計繰入金の確定に伴うものでございます。

なお、一般会計繰入金のうち事務費繰入金は、昨年4月会議においてマイナンバーと保険者証の一本化に伴うシステム変更に係る費用の財源を事務費繰入金として計上しておりましたが、このたび国庫補助金が採択になったことによりまして事務費繰入金346万5千円を減額するものでございます。

96ページをお願いいたします。

8款国庫支出金、1項1目新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金146万1千円の減額は、歳出のワクチン接種委託料等の減額に伴うものでございます。

2目社会保障・税番号制システム整備費等補助金346万5千円の追加は、先ほど4款の繰入金で説明したとおり、国庫補助金346万5千円を追加するものでございます。

以上で、議案第72号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第72号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時09分）

（再開 15時18分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第73号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第23 議案第73号 令和6年度介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、同じく別冊8をご用意いたします。103ページをお願いいたします。

議案第73号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,879万3千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,905万3千円とする。

令和7年3月11日提出、福島町長。

それでは、補正の主な内容について歳出から説明いたしますので、119ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等給付費4,177万円の減額は、給付費の実績見込みによるものでございます。

2項1目高額介護サービス等費52万6千円の減額についても、実績見込みによるものでございます。

121ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費514万円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

123ページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金864万3千円の追加は、決算見込みにより積立金を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、113ページへお戻りください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金723万4千円の減額、次の段の、2項1目調整交付金82万9千円の減額、2目地域支援事業交付金128万5千円の減額、下段の、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金1,141万9千円の減額及び、2目地域支援事業支援交付金138万8千円の減額についても、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴うものでございます。

114ページをお願いいたします。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金651万2千円の減額、次の段の、2項道補助金、1目地域支援事業交付金64万2千円の減額につきましても、国庫支出金と同じく歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減に伴うものでございます。

下段の、7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金528万7千円の減額、2目地域支援事業繰入金64万2千円の減額につきましても、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴うものでございます。

115ページをお願いいたします。

4目低所得者保険料軽減繰入金362万5千円の減額は、軽減額の確定に伴うものでございます。

以上で、議案第73号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第73号は可決いたしました。

◎議案第74号 令和6年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第２４ 議案第７４号 令和６年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、同じく別冊８の１２５ページをお願いいたします。

議案第７４号 令和６年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

令和６年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１８６万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，７２７万７千円とする。

令和７年３月１１日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について説明いたしますので、歳出から説明します。

１３９ページをお開きください。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目も同様に１７５万円の減額は、保険料負担金の追加、事務費負担金及び保険基盤安定負担金の精査に伴う減額するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、１３５ページをお願いいたします。

１款後期高齢者医療保険料、１項１目も同様に１００万円の追加は、保険料の実績見込みによるものでございます。

３款繰入金、１項１目事務費繰入金で６３万円の減額、２目保険基盤安定繰入金２２３万８千円の減額は、歳出の精査に伴うものでございます。

以上で、議案第７４号 令和６年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第７４号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第７４号は可決いたしました。

◎議案第７５号 令和６年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第３号）

○議長（溝部幸基）

日程第25 議案第75号 令和6年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、同じく別冊8の141ページをお願いいたします。

議案第75号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,169万2千円とする。

令和7年3月11日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして歳出から説明をいたしますので、155ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費で214万1千円の減額でございます。職員の人件費の実績見込みによる減額となっております。

2款診療事業費、1項1目診療費24万2千円の追加は、令和6年度消費税の中間申告分で5年度税額の2分の1を申告納税するものでございます。

なお、人件費の補正に伴い157ページから158ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入を説明いたしますので、151ページをお願いいたします。

1款診療事業収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入250万円の減額、2目社会保険診療報酬収入200万円の減額、3目後期高齢者医療診療報酬収入200万円の減額、4目一部負担金95万円の減額は実績見込みによるものでございます。

2項1目使用料及び手数料460万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン等の予防接種手数料の実績見込みによる追加となっております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金100万円の追加は、診療報酬の補正に伴い財源を調整するものでございます。

以上で、議案第75号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第75号は可決いたしました。

◎議案第76号 令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第26 議案第76号 令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

別冊8の159ページをお開きください。

議案第76号 令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和6年度福島町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業。

（ア）配水管整備事業7,200万円を5,115万8千円とする。

（イ）メーター改良事業732万6千円を579万2千円とする。

（ウ）施設整備事業770万円を726万円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、補正予定額179万6千円の減、計1億431万1千円。

第1項営業収益、補正予定額78万7千円の増、計8,891万8千円。

第2項営業外収益、補正予定額258万3千円の減、計1,539万3千円。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額176万円の減、計1億709万円。

第1項営業費用、補正予定額176万円の減、計1億419万円。

第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,593万6千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額836万6千円、過年度分損益勘定留保資金1,757万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,437万6千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額627万1千円、過年度分損益勘定留保資金1,810万5千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページでございます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額2,125万6千円の減、計5,844万4千円。

第1項企業債、補正予定額2,150万円の減、計5,820万円。

第2項他会計補助金、補正予定額24万4千円の増、計24万4千円。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額2,281万6千円の減、計8,282万円。

第1項建設改良費、補正予定額2,281万6千円の減、計6,922万円。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

老朽配水管更新事業でございます。限度額、変更後で1,400万円。

配水管復旧事業で、変更後3,700万円。

配水管移設事業、ゼロ円でございます。

浄水場施設設備更新事業、変更後で720万円。

第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予算額32万2千円、計1,588万8千円。

令和7年3月11日提出、福島町長。

内容については167ページで説明いたします。

令和6年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正内容は、実績に伴う補正となっております。

収益的収入及び支出の収入。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正額90万円、計8,790万円。水道料金で現時点の収入額に応じて修正しております。

次に、2項営業外収益、4目消費税、補正額269万4千円、計92万2千円。工事等が入札の実績により減少したことに伴うものでございます。

次のページでございます。

収益的収入及び支出の支出。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正額61万7千円の減、計1,185万4千円、主な内容は委託料で浄水場施設取水口清掃委託料実績によるもので30万円の減でございます。

2目配水及び給水費、補正額22万2千円の増、計2,455万8千円。手当等32万2千円で、時間外勤務手当分でございます。

4目総係費、補正額22万8千円の減、計1,388万2千円。委託料で16万8千円の減は実績によるものでございます。

5目減価償却費、補正額100万円、計5,207万円で実績によるものでございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、補正額2,150万円の減、計5,820万円。各工事等の実績によるものでございます。

2項他会計補助金、1目他会計補助金で補正額が24万4千円、これは企業債償還に係る地方交付税元金分でございます。

資本的収入及び支出の支出。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費で補正額が2,084万2千円の減でございます。計5,115万8千円。委託料が1,004万1千円の減で、北海道事業の中塚橋伸長工事が着手されなかったことによるものでございます。

下の、工事請負費で1,080万1千円の減で、入札等の実績によるものでございます。

次に、2目メーター改良費、補正額153万4千円、計579万2千円。これはメーターの実績によるものでございます。

4目施設整備費、補正額44万円、計726万円。主に工事請負費で38万円の減は実績によるものでございます。

以上、議案第76号 令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第76号は可決いたしました。

◎議案第77号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第27 議案第77号 令和6年度浄化槽事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、別冊8の173ページをお願いします。

議案第77号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和6年度福島町の浄化槽事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業。（ア）浄化槽整備事業2,300万円を2,651万円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款浄化槽事業収益、補正予定額2,279万7千円の減、計4,603万3千円。

第1項営業収益、補正予定額72万4千円の減、計369万3千円。

第2項営業外収益、補正予定額2,207万3千円の減、計4,099万5千円。

支出。

第1款浄化槽事業費用、補正予定額419万9千円の減、計3,437万2千円。

第1項営業費用、補正予定額412万5千円の減、計3,299万8千円。

第2項営業外費用、補正予定額7万4千円の減、計127万4千円。

第4条、予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額972万7千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209万1千円、引継金20万9千円、当年度分損益勘定留保資金742万7千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額972万7千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241万円、当年度分損益勘定留保資金731万7千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額145万1千円の減、計2,651万円。

第1項企業債、補正予定額50万円の減、計2,150万円。

第2項他会計補助金、補正予定額38万9千円の減、計55万円。

第3項国庫補助金、補正予定額41万2千円の減、計321万4千円。

第4項工事分担金、補正予定額15万円の減、計124万6千円。

次のページをお願いします。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額145万1千円の減、計3,623万7千円。

第1項建設改良費、補正予定額145万1千円の減、計2,651万円。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

浄化槽事業でございます。

変更前1,860万円、変更後2,150万円でございます。

令和7年3月11日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、181ページをお願いします。

令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正の主な理由は、当初10基の浄化槽の設置を予定しておりましたが、9基の設置となったことによるための関連する予算の補正でございます。補正については、主なもののみ説明いたします。

収益的収入及び支出の収入。

1款浄化槽事業収益、1項営業収益、1目浄化槽使用料、補正額72万4千円の減、計369万3千円、浄化槽使用料の減でございます。

続きまして、2項営業外収益、1目他会計補助金、補正額2,207万8千円の減、計2,533万1千円、一般会計の戻入に伴う減額でございます。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出。

1款浄化槽事業費用、1項営業費用、1目浄化槽整備費、補正額238万3千円の減、計515万4千円、主な内容は修繕費51万9千円の減と、各種補助及び交付金169万円の減で、水洗化改造工事費補助金が160万円の減外でございます。水洗化改造工事費補助金の減額につきましては、設置基数が1基減ったことと、補助対象外である新築に係る設置が3件あったことによるものです。

続きまして、2目総係費、補正額174万2千円の減、計1,518万8千円、主な内容は委託料170万9千円の減でございます。減額理由は譲渡分を見込んでおりましたが、譲渡がなかったことによる減額でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入。

1款資本的収入、1項1目企業債、補正額50万円の減、計2,150万円、内訳は浄化槽整備事業債が20万円の減、過疎対策事業債が30万円の減でございます。減額理由は設置基数の減少によるものでございます。

続きまして、1項1目他会計補助金、補正予定額38万9千円の減、計55万円、内訳は浄化槽設置工事費繰入金の減で、こちらも設置基数の減少によるものでございます。

続きまして、3項1目国庫補助金、補正額41万2千円の減、計321万4千円、内訳は循環型社会形成推進交付金の減で、こちらも設置基数の減少によるものでございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の支出。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄化槽整備費、補正額145万1千円の減、計2,651万円、内訳は工事請負費の減で、こちらも設置基数の減少によるものでございます。

以上、議案第77号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
議案第 7 7 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 7 7 号は可決いたしました。

◎議案第 7 8 号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について

○議長（溝部幸基）

日程第 2 8 議案第 7 8 号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

それでは、議案の 1 6 7 ページをお願いします。
議案第 7 8 号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について。
令和 6 年 6 月 2 0 日議決（議案第 9 号）の工事請負契約を次のとおり更正する。
令和 7 年 3 月 1 1 日提出、福島町長。
契約の目的は、青少年交流センター増築工事の内建築主体工事でございます。
契約金額は、変更前で 1 億 7, 4 0 2 万円、変更後で 1 億 8, 0 6 3 万 1 千円でございます。
内容につきましては、別冊 9 の議案説明資料でご説明させていただきます。
説明資料の 1 6 7 ページをお開き願います。

1、議決更正する理由。

青少年交流センター増築工事の内建築主体工事の契約変更の内容については、建物平面の変更に伴い発生した各種変更の内、渡り廊下サッシの変更と一階トイレ及び管理人室等の設備追加が主な要因となり、工事費の変更が生じることとなりました。

そのため、令和 6 年 6 月 2 0 日議決（議案第 9 号）の工事請負契約を更正しようとするものでございます。

2、変更内容。

まず、工事概要で延床面積が 6 4 5. 0 5 平方メートルで、1. 6 4 平方メートル増の外、変更内容として渡り廊下サッシ変更による増額、一階トイレ及び管理人室等の設備追加による増額、工期の延長による経費類の増額外でございます。

工期につきましては、当初契約では令和 7 年 2 月 2 8 日までとしておりましたが、令和 7 年 2 月 3 日付けで令和 7 年 3 月 2 8 日までの工期延長を行っております。

契約金額につきましては、変更前で 1 億 7, 4 0 2 万円を、1 億 8, 0 6 3 万 1 千円に変更し、6 6 1 万 1 千円の増となるものでございます。

以上で、議案第 7 8 号 青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3 番佐藤孝男議員。

○3 番（佐藤孝男）

また今回、入札後また追加ということで、これは大型工事に関して吉岡温泉も含めた時もこういう追加補正が組まれたわけでありますが、これは施工段階からこういうものは分かっていたからこういう風になっているんだけど、どうして毎度こういう大きい工事に対してこの補正が組まなければならないということで、施工段階のそういうミスがあったのではないかなと私感じるんだけど、その点についてお願いします。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

まず一つ目に、これは補正じゃなくて契約の変更でございます。それと温泉の時と今回はまた色々ケースが違いまして、今回については以前ちょっと教育長から説明もしていただいたと思うんですけども、始めは高校生が今年度に入って思ったよりも多く入って、有難いことで入ったことによって、それまで今の施設で分からなかった必要な物が色々出てきたという、管理人さんからもこういうところというのは人が多くなったことに対して要望が上がったということで、それが設計の方に実施設計が上がった後に、建ててしまってからやっとならなければよかったという話しではなくて、できれば早いうちにきちんとそういうものを改修したなかで、ちゃんとした建物を皆さんに使っていただきたいというような話しもあったので、そういう要望が委員会の方からもやっぱり改修できるところは改修してという話しがありまして、それで実際建物の外郭の形が変わってございます。それに伴って、外郭が変わったということは普通の木造の小さい建物ではなくて、今でいう2号物件の大きい木造の建物でございますので、構造計算等も要は構造計算の設計事務所から構造計算専用の設計事務所の委託等とも出てございます。

そういうものが変わったことによって、改めて部分的な計算、また、それに伴って整合性は取れているかというものはきちっともう一回構造計算の方になげられて、そういう検討は行われています。

また、積算に関しても同様に外郭が変わったとか部屋の形が変わったとか、部屋の位置とかも変わってございますので、それに伴って当然設計・積算もそこから発生してございます。

それをある程度時間が少し掛かったものですから工期が遅れている。また、その今言った設計変更も実施設計やってきたものから部屋の位置とか外郭を変えてくださいって役場側からのより良い建物をきちんと作っていくという目的で、そういうのを逆に設計事務所に反映してくださいということで投げかけているので、出来たものから要望に応じて変更している。別に業者がどうこうというものでは、工事業者が全く関係なくて、あくまでも設計の部分の今の話しですとそういう話でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第78号は可決いたしました。

◎議案第79号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について

○議長（溝部幸基）

日程第29 議案第79号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

それでは、議案の169ページをお願いします。

議案第79号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について。

令和6年6月20日議決（議案第10号）の工事請負契約を次のとおり更正する。

令和7年3月11日提出、福島町長。

契約の目的は、青少年交流センター増築工事の内機械設備工事でございます。

契約金額は、変更前で6,556万円、変更後で6,989万4千円でございます。

内容につきましては、別冊9の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の168ページをお開き願います。

1、議決更正する理由。

青少年交流センター増築工事の内機械設備工事の契約変更の内容については、建物平面の変更に伴い発生した機械設備の増加や変更及びプロパンガスの使用不可期間解消のため機器再使用から新設への変更等が主な要因となり、工事費の変更が生じることとなりました。

そのため、令和6年6月20日議決（議案第10号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

2、変更内容。

まず、工事概要で延床面積が645.05平方メートルで、1.64平方メートル増の外、変更内容としてガスボンベ庫新設による増額、貯湯タンク仕様変更による増額、工期の延長による経費類の増額外でございます。

工期につきましては、建築主体工事と同様に、令和7年3月28日までの工期延長を行っております。

契約金額につきましては、変更前で6,556万円を6,989万4千円に変更し、433万4千円の増となるものでございます。

以上で、議案第79号 青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

先ほどの佐藤議員と同じようなことになるんですけど、ガスボンベの部分とタンクの部分と、以前温泉の時にガスボンベ的なタンク必要じゃないかと。これは必要ないという話しになって、今回は青少年交流センター建設にあたってガスボンベタンクは今回必要であるのか、その辺をもう一度だけ確認したいと思います。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

ガスボンベタンクにつきましては、これは新築と書いている部分は今既存の青少年交流センターにあるガスボンベ庫があるんですけども、それが工事によって位置を変えなければならないというような当初の設計で、うちもその工事費をなるべく抑える関係から、そういう風な話で指示しておった経緯がございます。

ただ、今あるガスボンベ庫をばらして、それを再使用して、また新たな所に移して組み立てるとなると、その間に色々諸々掛かりまして3週間程の時間が掛かると。その間3週間ガスが使用できないという状態になるということが後でちょっと発覚しております。

役場側として、今入っているお子さん達もいるなかで3週間ガスを使用できない期間というのは、ちょっと色々その食品を作るとかということから非常にまずいということで、そういう期間は作られないということでガスボンベは古い材料を使って新しいところに移して組み立てるよりも、きちんと新しいものをまた設置して使っていきたいということで、その分はこの新設というような分でございます。

設計の時になかったものが新たに、ゼロだったものが100という風に出てきたものではなくて、今言った経緯でございます。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

ということは今ガスボンベつけるにあたって、時間的な問題ですよね。要は、3週間くらい使えない期間があるから新しいものをつけたほうが、より効率的だということでよろしいのか、その辺をもう一度だけ確認して終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第79号は可決いたしました。

◎日 程 の 順 序 変 更

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

日程第30「一般質問」については、午後6時からの夜間議会において行いますので、日程の順序を変更し、日程第31 議案第41号 旅費宿泊料改正に伴う関係条例の整理以降を先に審議して進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程第31 議案第41号 旅費宿泊料改正に伴う関係条例の整理以降を先に審議し進めることに決定いたしました。

- ◎議案第41号 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
 - ◎議案第42号 福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例
 - ◎議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎議案第47号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - ◎議案第55号 福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例
 - ◎発委第10号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
 - ◎議案第57号 福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例
 - ◎議案第58号 第6次福島町総合計画の変更について
 - ◎議案第70号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
 - ◎議案第63号 令和7年度福島町一般会計予算
 - ◎議案第64号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計予算
 - ◎議案第65号 令和7年度福島町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第66号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎議案第67号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 - ◎議案第68号 令和7年度福島町水道事業会計予算
 - ◎議案第69号 令和7年度福島町浄化槽事業会計予算
-

○議長（溝部幸基）

- 日程第31 議案第41号 旅費宿泊料改正に伴う関係条例の整理。
- 日程第32 議案第42号 水道事業の財務規程適用に伴う関係条例の整理。
- 日程第33 議案第46号 職員給与条例の一部改正。
- 日程第34 議案第47号 国民健康保険税条例の一部改正。
- 日程第35 議案第55号 製氷貯氷施設条例の一部改正。
- 日程第36 発委第10号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正。
- 日程第37 議案第57号 チャレンジスピリット応援条例の廃止。
- 日程第38 議案第58号 第6次総合計画の変更。
- 日程第39 議案第70号 財政調整基金積立金の処分。
- 日程第40 議案第63号 令和7年度一般会計予算。
- 日程第41 議案第64号 令和7年度国民健康保険特別会計予算。
- 日程第42 議案第65号 令和7年度介護保険特別会計予算。
- 日程第43 議案第66号 令和7年度後期高齢者医療特別会計予算。
- 日程第44 議案第67号 令和7年度国民健康保険診療所特別会計予算。
- 日程第45 議案第68号 令和7年度水道事業会計予算。
- 日程第46 議案第69号 令和7年度浄化槽事業会計予算。

以上、16件の案件を一括議題といたします。

16件の案件につきましては、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております16件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することに決定いたしました。

予算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、予算審査特別委員会に対し、委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 16時11分)

(再開 16時14分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に1番藤山大議員が互選された旨の報告がございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 16時14分)

(再開 17時58分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

改めまして、お晩でございます。

夜間議会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

参画者の皆様には、議会へお出でいただき心から歓迎し、感謝申し上げます。

また、ライブ配信をご覧の皆様にお礼を申し上げます。

夜間議会の開催につきましては、仕事の都合などで昼間を参画することが難しい方などに機会をつくり、行政・議会の活動内容をご理解いただくことを願い、町政の執行方針が示され、新年度の予算などを決める3月会議に開催いたしております。

議会としては、「わかりやすく町民が参画する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を三つの視点とし、町民との距離を縮め、議会をよりわかりやすくし、気軽に話ができ、気持ち伝わる、身近な存在にすることが「まちづくり」にとって非常に大切なことだと考えております。

そのためにも議会活動の透明性を図り、積極的に情報を発信し、町民の皆さんとできるだけ多く対話し共通認識を持てるような機会を提供していくこととしておりますし、町民の皆様からのご意見も歓迎しておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

一般質問に入りますが、質問者、答弁者をお願いを申し上げます。

質問時間・回数の制限を撤廃しておりますが、限られた時間の中で、質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく、簡潔明瞭に発言していただくようお願いを申し上げます。

日程第30 一般質問を行います。

一般質問は、3名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

通告に従い、町長に一般質問をさせていただきます。

「保育所・幼稚園・公園などの遊具の整備・メンテナンスを」。

最近、コロナ感染症の影響もあり、保育所・幼稚園などの子供達が公園や外で過ごす時間が減り、室内で過ごす時間が多くなっていると感じる。

公園では、事故や危険な遊び方により遊具が消えつつあり、遊具が減ることで、それぞれの遊具で得られる子供達の心身の発育や身体能力、運動能力、危険察知能力の低下が考えられる。

例えば、ブランコからはバランス感覚、滑り台からは平衡感覚、ジャングルジムや回転式ジャングルジムからは全身能力、考える力、感覚器官の強化が得られる。

危険を避ける判断力も不足し好奇心旺盛な子供達が、大人の想像を超えた行動に走り事故を起こす事も考えられるが、そこから学ぶことも多くあり、安全な遊び方を教えながら、子供の好奇心と運動能力を育てていくことが大事であり、保育所・幼稚園・公園などの遊具の整備・メンテナンスが必要と考えるが、次の点について町長の考えを伺う。

①公園の現況と遊具などの整備の考えは。

②保育所の遊具の現況と補修、メンテナンスの考えは。

③幼稚園の遊具の現況と補修、メンテナンスと支援の考えは。

以上、町長にお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問にお答えいたします。

子どもが遊ぶ遊具は、子どもの心と体の成長をサポートする重要な存在となっており、子どもの成長に必要な筋力及び持久力の強化やバランス感覚の発達といった運動能力の向上に加え、心肺機能の強化や肥満予防、骨の発達など、子どもの成長に欠かせない一つのツールと認識しております。

当町の保育所や公園などの遊具は、国道交通省のガイドラインに基づき製作されたもので、遊具本来の機能を生かしながらも安全性が高い遊具となっております。

1点目の公園の現況と遊具などの整備の考えについてのご質問ですが、新緑公園については長寿命化事業により老朽化した遊具から新しい遊具へ更新が終了しております。

その他の町管理の公園遊具については、町内会からの要望などを受けて、定期的に老朽化した遊具を入れ替えるなど、適正な管理に努めております。

2点目の保育所の遊具については、遊具の設置から23年が経過し、特に木製遊具の老朽化が著しいことから、令和7年度予算において保育所の改修事業に合わせ安全性の高い遊具に更新することとしております。

3点目の幼稚園の遊具については、福島幼稚園の運営は民間事業者が担っており、遊具の管理、更新、メンテナンスについても事業者の責任において行われるものと考えておりますが、施設運営に対しては町から子育て支援補助金等を交付しており、今後も支援してまいりたいと考えてございます。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

人口減少、少子化、福島町の地域の宝でもある子供達。すくすくと育つ環境をつくるのが大切であります。大人も遊べる公園は世界において1位から9位までは世界の公園であって、日本の公園は20位で、リサイクルされた300本以上のタイヤで遊具されたものが人気で、大人や子ども等到大変喜ばれております。福島町ではここまでは望みませんが、基本方針のところを切り抜かせてもらいますが「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”」といった町に合った公園が望まれると思います。

現状としては、学童保育等で3名、放課後の過ごし方というところで自宅で17名、自宅で一人で過ごされる方が5名、友人宅11名と。町内の施設の利用者が大体10名、スポーツ習い事12名、そのなかでも遊ぶ場所がないといった声が多く挙げられています。

1点目の公園と現況の遊具と整備は？という考え方に、町長が答えられた質問に対してはある程度納得はしているんですが、新緑公園もある程度遊具の整備はされていると思うのですが、要は春先とかに対して一応保守点検というメンテナンス目視して、これはちょっと危険じゃないかなという部分は直すところは直してあげたらいいなと思うんです。その辺の確認とかはされているのか、その辺も確認したいと思います。

それと、今はもう使われていませんが森林公園というか萩山、あそこは今更どうのこうのというあそこまで行って遊ぶあれではないですが、要は獣とかいますので、その辺までは公園の整備は望みませんが、今の子供達である程度遊んでいる場所というのは赤レンガ公園という表現になるのかな。新栄町の公園ですね。

あの辺はやっぱりお母様方が見られた状況で遊ばれていますので、その辺も春先になったら一応メンテナンスとか点検はされてはどうかと思うのですが、その辺を町長にお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、子どもさんがなかなか外で遊ぶ機会が少なくなったというお話しをしてますけど、時代の変化とともにそれは少しどうしても少子化のなかで各町内会にいる子どもさんが少ないなかで、昔はやっぱり我々小さい頃は塩釜でも塩釜の会館にあった遊具で地区の子どもが集まって遊ぶということがありました。

ただ、塩釜1つ捉えて見ても、今子どもさんの数が1人2人の世界であります。そうするとどうしても今、テレビゲームだったり色んな形で家で遊んでいることが多くなって、やはり小学生であっても同級生と遊ぶとなると、まちまで歩いて行かなきゃいけないということになります。そういったなかで、少し色んな形で昔と違った遊び方にはなっているのかな。

ただ、我々としては、今ある程度子どもがそういったものに興味を持って遊具で遊ぶ、そういった場所として各町内会からは少し以前よりは少なくなっておりますけども、場所によっては町内会の会館の近くにあるのもあります。

ただ、我々はそれを少し人口減少とともに集約をさせていただいて、主には新緑公園の所、そして各幼稚園なり保育所にも遊具があります。そして今、議員おっしゃった多分新栄町の所はイルカ公園という公園がありますので、その所によく私の孫なども友達と遊びに行くということあります。

ただやはり、そういったなかで我々としては新緑公園については、少し住宅街から離れた感じで目がなかなか親御さんも今はあまりあそこで遊んでいる方はいないと思いますけども、そういったなかで少し古いものは撤去させていただいて、危険性のあるものはなるべく排除するという考えであります。

そして、設置されているものについては、ある程度先ほど答弁したとおり、定期的に担当課がチェックをしながら色んな形でメンテナンスをさせていただいて、更新が必要なものについては逐次安全性を考慮しながら今取替えている状況でございますし、また、先ほど言いましたとおり今年については保育所の遊具が老朽化してございますので、ちょっと新しいコンビネーション遊具と言いますか、少し子どもさんが遊んで楽しめるようなものを作っていくという風に思っています。

また、私、今年はですね、なかなか先ほど言いましたとおり皆さんが集って遊ぶことが少ないだろうということで、できれば福島町ほぼほ山・森林がありますので、木育に親しんでいただきたいということで、できれば東京のおもちゃ館という所があるんですけどもその所をお願いして、総合体育館に木のおもちゃを据えて、そこに子供達が一堂に会して遊べるようなものも今予算の中でいただいておりますので、そういった形で少しでも子供達がのびのびと遊具なり色んなものを使って健やかに成長できるような

ことを我々としては手助けしていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

失礼しました。先ほど公園を赤レンガ公園言ったの、ちょっと僕も分からなかったので「イルカ公園」ですね。1 点目のあれは分かりました。

今の話しの中では保育所に対してコンビネーション遊具、これから総合体育館の方には木のおもちゃ等を設置されるということですが、2 点目の保育所の部分、保育所の遊具の現況と補修の部分で、今回言われたのがコンビネーション遊具という形ですが、それ以外のもの等は要は今の現況のものを全部撤去したうえで新しいものにコンビネーション遊具というものを設置するという形になるのか。それとも改めて今、古くはなっていると思うのですが補修するなりどうこうして残せるものは残しながら今のものと新しくなるものと、その辺はどのようにされるのかをもう一度だけ、2 点目の部分で聞いていきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

1 点誤解されてはちょっと困るんですけど、体育館に木育を事業としてやりますけども、据え付けるわけじゃなくて、なかなか体育館は色んな形で夜になるとバスケット使ったり色んな形がありますので、一時的ですけどもそういった大型の木育遊べるものを東京の方から運んできていただいて、一日二日やる形になります。

それと保育所の関係ですけども、できれば今あるものがほぼほぼ古い形、議員も現況見て分かっていると思いますけども、それを撤去して新たな形で据え付けるという形になりますので、またブランコなり色んな形も含めて全体として遊具そのものをリニューアルするという形で理解いただければなと思います。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

3 点目、ここが僕言いたかったんですよ。要は今回2 点目の部分で保育所今回整備されますよね。確かに3 点目の保育所の遊具の現況と整備、メンテナンスの支援という部分で、保育所はあっても今回は幼稚園に関しては民間ですね。これは分かるんですよ。分かるんですが、差がちょっと、要は個人の経営であるから何も支援する・しないとこういうわけじゃないですが、その辺って僕としてみたら、もしよろしければ子どもは子どもなので、その辺は支援をちょっと増額するなりその辺の遊具だけじゃなくて幼稚園に対してのその辺の支援の考えは町長持たれているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島の幼稚園につきましては歴史がかなり古い歴史があって、私立の幼稚園として従来から運営させてございます。我々としては、やはりなかなか子どもが少なくなっていくなかで幼稚園の運営もきついということで、招致助成と言いますか、運営助成についてはこれまでも令和7 年でも多分3 千万ほど支援をさせていただいておりますけども、ただやはり基本は運営主体が民間でありますので、本来はその運営主体がその組織の中でどう幼稚園を運営していくというのが基本でありますので、我々がそこに口を出すということは本来できませんので、その組織の中できちっと子どものためにそういった遊具がもし必要であれば、町に対して自分のところで設置ができないのであれば、町に対して要望するとかそういうことがあれば我々としても支援はできますけども、今のところはそういう話は私幼稚園の方から伺っておりませんので、もし、議員の方でそういう声があるのであれば、まずきちっと幼稚園の組織の中でそういった決定行為をしていただいて、そのなかで、新たな遊具を設置するので町としても応援していただきたいということがあれば町としても応援はできますけども、現状としてはやはり私立で運営されていますので、そこに我々公が口をはさむということは本来ありえませんが、そこはまず理解していただきたいなと思っています。

幼稚園につきましては私の孫も通っておりますので、しっかり我々も応援をしていきたいなとは思って

ございますけど、今の現状としてはそういった状況でありますので、何かまたそういったものがあれば、きちっと組織として我々の方に色んな形で要請をしていただければ我々としても動けるのかなという風には思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

最後になりますが、今回雪も融けてある程度春先になってきましたので、公園もそうですし、できれば幼稚園の方も一応点検されて、そこでもし危険等あるのであれば町の方である程度支援もしながら考えていただければと思います。

要は、福島町はやっぱり地域の子ども、宝はやっぱりこの辺は大切にしていかなければいけないと思っているんですね。今後、やっぱり何らかの形で福島に還元等もされると思いますので、その辺も踏まえて最後をお願いして終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私は就任以来、子供達は地域の宝だということであらゆる政策を駆使して、親御さんが子どもを育てやすい産みやすい環境を作っていきたいということで、保育料の無償化から始まって給食費の無償化と色々な大きな予算を町民の方々から頂いて今まで措置してきてございますので、やはり、本当に子どもが外で元気に遊んで健やかに、ちょっと傷を負うという言い方がいいのか別にして、ちょっとやんちゃするぐらいの子どもさんが大人になってから成長する。自分もそうでありましたけども、そういった形が福島の子どもにとっては色々な形、先ほど言いましたとおり、心身のバランスなり色々なことを考えますと、やはり家の中でゲームばかりやっていると頭でっかちになりますので、そういったことではなくて、やはり今日みたいに天気の良い日は外で遊んで、夜遅くにお母さんに叱られながら帰って行く姿が私は理想ではないのかなという風に思っていますので、少し古いと言われるかもしれませんが、そういったように子供達が安心して遊べるような環境をこれからはもしっかり皆さんのご意見をいただきながら作っていききたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、7 番熊野茂夫議員。

○7 番（熊野茂夫）

通告に従って、一般質問を行いたいと思います。

「学校教育環境の調査・分析と対策・支援について」。

学校教育の現状の調査、その分析と今後の対策、また、特に保護者等への支援について。次の3点について教育長、町長にお伺いしたいと思います。

まず1点目、福島商業高等学校は昨年、本年度と20名以上の入学者が確保され、当面は存続の目途がついていますが、当校のどのような教育内容が支持され入学者増につながったのか、調査・分析されていますか。されていればその内容をお知らせ願うとともに、今後20名以上の入学者の確保に向けて、福島商業高等学校の魅力化をどのように進められていくのか教育長にお伺いいたします。

2点目、小・中学校の教育環境の改善について、現在、当町は、小学校2校、中学校1校の現状ですが、3校とも校舎の改修が必要な状態にあるのではないかと思います。

特に、福島小学校の南校舎はその時期に来ていると思います。南校舎改修を機に、小学校を1校に統合し、小中一貫教育校・義務教育学校を検討されてはどうかと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、高校進学支援については、現在、福島商業高等学校新規入学者に奨励金等が予算化されていますが、福島商業高校以外の進路を選択された生徒にも同様の進学支援をすべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

熊野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の福島商業高校の入学者増についてですが、生徒からの聞き取りによりますと、一番に住環境の良さを挙げております。新潮学舎は新築の個室で、栄養管理のしっかりとした食事が提供されており、施設としては高い評価をいただいております。

保護者の立場からしても子弟を遠くの高校に入学させる場合、食と住環境がしっかりしていることが評価の基準になっているものと分析しております。

さらに、福島商業高校では魅力ある教育課程編成に取り組んでおり、地域課題探求学習やドローンなどのDX学習、企業へのインターンシップなど、福島町の特色を活かした学習活動も評価されているものと考えております。

また、在校生が「福島商業高校に来てよかった」とPRしており、全国の中学生の胸に響いていることが、何よりも大きな要因ではないかと分析しているところです。

魅力化への課題としては、就業体験ができる場所が限られていることや、大学進学ニーズの高まりなどがあり、今後はこれらの課題にできるだけ対応することで、生徒の満足度を高めていくことが必要であると考えております。

2点目の教育環境の改善についてですが、令和2年度に教育施設長寿命化計画を策定する際、各施設の状況把握を行っております。議員ご指摘の福島小学校南側校舎については、第6次福島町総合計画の展望計画に位置付け、改修する計画を財政状況や他の重要政策も考慮しながら、重点事業として町長部局と協議しているところでございます。

令和7年度では、今求められている小学校での教科担任制や、中学校での部活動地域展開に対応し、よりよい学校運営を検討するため、義務教育学校について調査研究することにしております。

義務教育学校は統合ではなく、今ある3つの小中学校をすべて廃止し、新たな学校を作り上げることにあります。このため、保護者の意見を十分に把握する必要があり、アンケート調査や説明会を実施してまいりたいと考えております。

ただし、吉岡小学校区の地域の皆さまには、「全校児童が10人を下回った時に検討する」と回答してきた経緯があり、保護者及び地域の意向に配慮してまいります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

熊野議員のご質問にお答えいたします。

福島商業高校の入学奨励金については、福島商業高校存続のための施策として実施した経緯があります。

また、それぞれの高校が所在する市町村において、入学生を確保するため、既に様々な支援を独自で行っております。

現在、国において高校無償化について議論されており、高校の授業料を支援する「奨学支援金」の対象が拡大されるなど、高校進学に係る経済的負担の軽減が図られることとなっております。

本来、進学支援的な制度は国の施策の中で行うべきものと考えており、入学奨励金は高校存続のための町独自で行ってきた施策でありますので、福島商業高校以外の進路を選択された生徒に対する支援は考えておりません。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

まずは教育長と意見交換していきたいと思います。

教育長自身、今回の教育行政執行方針の中で、この福島商業高等学校のいわゆる存続、さらには高校の内容魅力化等について様々なことを述べられております。

これを読みまして、ここについてはまさにそのとおりなんだろうなと。教育行政の中でこの経過を見てきた時に非常にそのところについては共感するというか大変な思いでここあげてきたんだろうなと。

私自身も過去においてこの存続について今先ほど町長が言われた入学時の奨励金から始まって、様々な施策を立てつけてきた経緯がございます。

ですから、その大変さというなかなか結果の出て来ない状況というのは、我が身にも思いも同じような思いを持っております。

それで、生徒を学生を集めるということで、いわゆるホームページでの情報発信だったりネット上での学校説明、さらには札幌・東京で、次年度からは大阪にまで説明に向くというような恰好で、この福島商業高等学校の存続に関する苦労とその努力に関しては現在の教育長並びに教育委員会に対しては本当に頭が下がる思い。この継続に対しては、ここへ舵を切るという決断は相当大変なことだったんだろうなど。町長におかれましても、この青少年交流センター実質的には寮ですよ。いわゆる高校存続のための生徒への宿泊施設ということも大きくこのところに位置付けてやってきた。この施策の立て付けについても非常に工夫のあとが見られていて、ここについてはその方向性が見えますねという思いがあります。

ただ、これからはこれをいかに活かして継続して商業高校が継続・存続していくかということについては、更なる様々な努力が必要になってくるんだろうという風に考えます。

教育長のこの執行方針の中で様々なことが述べられているんですけども、子供達の住環境のことだったり、いわゆる保護者への支援だったり、遠く離れた所へ子弟を離してよこすわけですから、そういうような事へ関しての心配事に対する不安の払拭のための様々な施策、このことについては大体網羅されているのかなと。私自身も高校・大学と当町離れて寮生活も下宿生活も経験しております。

ですから、その年代における様々な保護者の心配事項等、また、本人自身のその環境の変化に対する事に関することというのは身をもって体験している思いですが、現代とは多少は違うと思いますけれども、その辺のことについては共感できる場所があると思います。

それですね、どうしてもこのところが今後のネックになるのかなという思いも込めて教育長の考えを伺いたいんですが、寮を整備し、住環境・教育環境そのものは、この段階では一定程度整備されて方向性が見えた。

ただ、私自身も当事者において様々とその辺については苦労して悩んだんですが、当町のこの福島商業高等学校は実業高校です。商業課程を持っている。この商業課程で実業高校という考え方は高校を卒業した時点で、やっぱり社会に出て行って即戦力として様々なスキルを見につけていくという風な事が前提として今まで高校教育を展開されてきたんだろうと思います。

しかし、現在では、社会へ出て行く子供達もそうですけども、さらに専門学校や大学への進学等ということは、入口のところでいわゆる教育環境・住環境も含めてのことについてはこれでいいとは思いますが、さらにこの教育環境の中の教育課程の中身です。

商業高校でありますから商業課程が中心になった高校教育が実施されていくことはそのとおりだと思いますけども、ただ、そればかりでは今ないと思います。子ども達のニーズそのものについては。また、保護者の期待もそれ以外のところにも結構あるんだろうと思います。

第一段階において、今、生徒募集にいわゆる保護者との接触もおそらくされているんだろうと思います。その辺のことも教育長にお願いしたいんですが、生徒募集等について動いていく時に親御さん等・保護者等のそのようなニーズをいわゆる子どもの希望も含めて、もっとやっぱり捉えてそれに対応するような方向性を考えていただきたいなと。まず、このことが一点ですが、その辺については教育長はどのようにお考えですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご質問いただきありがとうございます。

熊野議員も当時教育委員をされていまして、大変なご苦労をされてきたんだという風に私も理解しているところでございます。

福島商業高校ですけども、自分来た時は何かそのやっぱり雰囲気暗くてですね、ちょっと魅力的じゃないなという風に思っていて、まず何を考えたかといいますと、やっぱり子供が行ってみたい、親が行かせたい高校をつくるにはどうしたらいいのかなという風に考えたところです。

それで、子どもの数を見ると、どうしても福島町あるいは近隣だけでは今後立ち行かないというのが目に見えていましたので、ここは教育振興会さんなんかの委員さんの意見もありまして全国募集に大きく舵を切ったところです。

やはりその新潮学舎建てる時も本当に人が来るのかとか、来なかったらどうするんだとか、こんなにたくさんお金掛けてどうするんだという風なご意見もいただきましたけれども、実際やってみて、去年今年と福島町とかこの近隣の子供達が合わせると10人切っているのが2年続いていまして、これをやっていなかったら今頃高校は無くなっていました。それははっきり言えると思うんです。その中でやっぱりその親御さんとしては先ほども申し上げましたけどもやっぱり住環境がまず一番じゃないかということで、住環境の整備をまず一番最初に取り組んだところです。教育課程の方も基本道立高校ですので、教育課程は北海道の方でやるのが基本ではありますけども、町としてもドローンをやったりDXやったりということで、お金を出して講師先生のお金を出してそういうことをやったらどうでしょうということで取り組ませていただいているところでございます。

ですけども、最初は本当に偏差値も決して高い高校ではないことから、ちゃんと商業科の読み書きそろばんをきちんと学んで社会に出て、しっかり働ける人材を育てましょうという風なことで商業高校の立ち位置というか、実学を学んで社会の即戦力をつくっていくんだという方向で高校の先生方とも話し合ってきたところなんですけども、議員おっしゃるように去年29人も来たらですね、大学進学したいとか東京へ戻って専門学校に行きたいとかというお子さんもすごく増えてきてまして、そういう多様化するニーズにどうやって応えていくのかというのが本当に課題になっておりまして、実は執行方針でも述べさせていただきましたが、ハウスマスターを今1人長崎大学出たハウスマスターが1人居りまして、去年の春に福島小学校退職された校長先生をカウンセラーとして雇用して、今3人目として新しいハウスマスターを早稲田大学を卒業して来る地域おこし協力隊の方がいまして、この人には大学1年生から大学4年生まで塾でアルバイトしていたという経験があるそうなんですから、是非、進学対策をどうしたら早稲田大学に行けるんでしょうと誰も分からないわけですから、進学対策を是非やってもらいたいという風な思いで新たなハウスマスターを雇用することにしております。

それで、そういうことで今議員おっしゃるように立ち止まってはどんどん施設も古くなっていきますし、仕組みも古くなっていくと思うんですけど、やはりその子どものニーズを把握してそれにどうやって対応していくかということを日々考えていって、新しいことにチャレンジしていくということが魅力化に繋がるんじゃないかなという風に考えておりまして、今後ともそのような取り組みも進めてまいりたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

中学校3年生卒業する時点で、初めて、いわゆる人生の進路を選択しなきゃならないようなところから始まって、そして、高校3年間というのはその進路選択等も含めて、その後のそれぞれの生き方というんですか、ものの考え方も含めて社会に生きていく方向性がそこでもって培われていくというのが高校3年間の人生の中での入口なんだろうという風にして私自身は実感しております。

ですから、その辺のことも含めて、今教育長の方からハウスマスター2人ということで、おそらく高校生にとっては年齢も近いという状況の中で現代の感覚的にいうと近いところから様々な相談事にも乗っていけるんだろうなという事も含めて、十分にその辺のことはお二人の方にもしっかりと要望しながら、高校いわゆる寮生とのやり取りもしていただきたいと。

さらにはですね、少ないとは言えども当町からも進学しているわけですから、この子達へも同じような形でそのところは手厚い指導体制を、なかなか道の教育施設なので、当町の教育委員会からいわゆる生でどんどん物事を言うというわけにはいかないこともよくその事は承知しております。

ただ、今回はいわゆる寮生のところを通じながら、その影響もしっかりと全生徒に及ぼしながら進めていただきたいという風に思います。

次に2点目の、小中学校の教育環境の今後のことについてですが、私の質問の中には小中一貫という言い方と教育学校という言い方で、小中一貫については平成の20年代に当議会でも二戸だったと思うのですが、現実に視察研修をした経緯もございます。ですからその辺の中身も含めて、これから子供達が少なくなっていく時に教育の場に効率を持ち込むことはあまり私は好きじゃないですが、ただ、一人ひとりの子どもの成長をと考えた時にはですね、その教育環境そのものもしっかりとした効率化図られた状況で手当てしていくというのも大事な視点だろうという風にして考えますので、幸いなことに当町は福島小学

校、それから中学校が至近距離の状態に2校並んでいます。

そうすると、この連結をすることによって、一貫であっても教育学校であっても、さほどの新しいところに全ものを作りかえるという事はないと思いますので、これを繋ぐことによって一定のことが考えられるのかなと。それは結構工夫がいると思います。いると思いますけども、その条件はこの町には整っているんだろうなという風に私は思っているんですが、教育長その辺どうですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

この吉岡小学校というか3小中学校、極論言うとなつつの小学校の問題なんですけども、長らく、熊野議員もご承知のように長らくその福島町の課題としてずっとあった問題だと思っているんですけども、僕、今小さな福島商業高校を何とか残したいということで、魅力化ということで取り組んでいるんですけど、実は吉岡小学校も今小さいながらに魅力ある小学校にしていこうということで、非常に頑張ってますね、小さいから駄目だということもないし、中学校になれば一緒になるので、その時に一緒に経験することは経験したらいいんじゃないかという考え方もあるんだと思うんですけども、一方で今、七飯町で大沼岳陽という学校があって、函館で戸井学園という義務教育学校があって、今、鹿部さん、八雲の熊石地区、厚沢部町なんかでも一つの義務教育学校をつくって進めていくということが検討されておりまして、やはりその大沼岳陽で校長されていた檜山校長先生にお話を聞くと、やっぱり中学校の英語の先生が小学校で英語を教えたり色んな小学校の子どもも多様な先生と付き合うことができ、すごく教育効果はあるんだよという風に教えられたことがございまして、義務教育学校もすごくいいなという風には思っているところなんですけども、ただ、僕は大事にしたいのは地域の皆さんの声・意見を一番に大事にしていきたいなという風に考えておりまして、先ほどもご答弁申し上げましたけど、今年は義務教育学校とは何たるものかとか、あるいは福島町に合ったそのやり方はどういうものなのかとか、あるいは吉岡地域の皆さま福島中学校校区の小学校校区の地域の皆さまがどのようなお考えを持っているのかというのを十分把握しながら次の施策を考えていきたいなという風に思っておりますので、令和7年度は指導主事中心に義務教育学校について調査研究をさせていただきたいなという風に思っておりまして、同時に地域の皆さまの意向を把握させていただきたいなという風に考えているところでございます。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

これはもう痛い事わかる経験上の話なんですけど、ただ一つ、ずっとやってきてみて一番やっぱり大事なことのかなと思うのは、確かにさまざまな諸条件あるだろうと思います。

ですから、複式の学校が決して悪いことではなくて、子どもにとっては非常にプラスになることも多々あります。その一方で、子どもが少ないことによって、子どもが経験しなきゃならないいわゆる集団での社会性がなかなかそこの中では培われていけないという、いわゆる長短両方あるだろうと思います。そのことは過去にも経験済みの話しでもって、その辺のことで非常に悩んだ経緯があります。

ただ、子どもの教育については教育長おそらく保護者と全く掛け値なしの子どもを育て育むというこの一点だけで、教育に関する思いをしっかりとやっぱり保護者に伝えていくと。時間掛かってもよろしいですから、やっぱりこれはやらなきゃなんない。そのために、先ほど言われた教育学校の弱さだったり、今これから当町で再編を考えていくようなその環境の充実さだとか充実したものだとかをしっかりとやっぱり掛け値なしに保護者に訴えながら、膝詰めでやっぱり話していくと。それには時間を惜しむことなく、しっかりとやってほしいなと。

ただ、吉岡小学校の人数を今後の人数を見ますと、ここ2年ぐらい後になりますと、その複式の状態もなかなか難しいような状況の人数になりそうな経緯になっています。

ですから、そろそろ今教育長が言われたような考え方のもとに舵を切っていく方向で、いわゆる入口のところで研究調査をしながら、また一方では、保護者へのその課題を投げかけながら一緒に考えていくという方向でスタートを切ってはいかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

過去から本当に揺れ動いてきたお話しだと思うんですけども、実は私自身もすごく揺れ動いております、どっちが正しいのかというのは僕はまだ答え出せていない状況なんです。ですから、色んな調査したり保護者の方の意見、地域の方の意見を聞きながら進めていかなければならない大切な課題なんだろうなという風に思っているところでございます。

いずれにしても本当にデリケートな問題であると、福島町が今までずっと課題として持ってきたデリケートな問題であると思いますので、十分、地域の意見なんかを聞きながら検討してまいりたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

7 番熊野茂夫議員。

○7 番（熊野茂夫）

中学校の統合の時にですね、やっぱり、今教育長が考えるような考えている思いを、やっぱり同じような思いでやった経緯を持っています。

ただ、その時に今、何が決断のその時の決断の私自身がそのような発言の方向に行ったかという、吉岡中学校卒業生が10名いると、保育所から小学校・中学校とほぼ10名で中学校まで来てしまいます。

そして、小学校低学年・高学年、小学生ぐらいのうちは自我そのものがそれほど強く出てくる年代ではございません。しかし、中学校になってくると、それぞれのいわゆる自己主張だったり様々なことがあって、その10人の中でたった1人でもその10人の中から外されていく、仲間外れ的にしていく。こういう子どもの状況を現実に1人2人と目にした時に、これはやっぱり駄目だなという、ほかの9人もそうなんですが、その1人の子にとってはずっとそれをやっぱり心の中に引きずっていくんだろうな、そういう思いがあった時にやっぱり時間を掛けてでも、どんなに、いわゆる何のために統合するのという風に叱られても怒られても、やっぱりそこところは大事な視点だったんだろうなという思いは今思い返して今でもそのこと思っています。

ですから、時間掛けることには越したことはないですし、ただ、子どもの成長をどうしたら一番いいのかなという視点で保護者ともじっくりそこところは膝詰めで話し合いながら、今後の展開をしていっていただきたいなという風に思います。

次に、町長のほうにお伺いいたします。

この就学支援という言い方で、一年前にも当議会が常任委員会かどこかちょっとそこは定かではないですが、この就学支援について、福島商業高校へ進学している子達の就学支援と他校へ当町から知内だったり函館市内の高校だったりへのということで、保護者への支援はということで同等のことをされてはいかがですかということを言ったんですが、先ほど町長が言われたように、この就学支援については私自身も立て付けをやっていた本人ですから、いわゆるこの存続というところでもっての入口でやってきました。

それで、現在、国政の中では高校無償化という話しでもってこれを議論されていて、これがなるのかなと。しかし、高校無償化という言い方が本当に適切なのかなという思いも現在議論を聞いていてしております。というのは、私学校もあります、ですから、高校になってくるとその内容によっては相当の格差が生まれてくることも予想されています。

ただ、そのようなことは国政レベルの話し、教育の今後の国の教育行政の話しとして当町で考えた時に、今回のこの質問については教育範囲の中でという考え方でもって質問させていただいたんですが、今年の3月もそんな感覚で町長とやり取りした覚えがあるんですけども、当町は、鳴海町政は子どもに対するいわゆる学校給食の無償化についても、今国でもってどうだこうだという話し東京都ではどこだとかやっていますね。近隣町村でもいくらかその後追いついて出てきていますよね。

しかし、福島町そのものは子どもに対するこの学校給食の無償化から始まって、先んじて我が町は我が町の教育行政なりいわゆる支援として町長の決断でもってやってきたこの事実があるわけです。

それで、他校へ就学して行く子供達の高校就学支援という風な考え方のほかに、保護者、子育て支援の感覚で町長できませんかね。この考え方を。私は本来であれば、質問を別のところでもって子育て支援の段階でどうですかという話しをしたかったんですが、今回の夜間議会で改めてこのこともやったんですが、函館なり普通高校、知内もそうなんですけども、入学時に普通高校・実業高校であればもっと掛かるかもしれない。実際にノートパソコンそれから電子辞書この2点だけでも保護者の負担が20万近くまでい

きます。全くこれは道具ですよ。昔であれば教科書無償で、ほとんどは後は合格しちやえば制服さえ準備すれば、あとは学校授業料納めていけば就学できるんですけども、その準備でも結構大きな負担になっていると思います。

ただ、今年卒業生が15人ですか、そして4人が福島商業ということであれば、福島商業高校行く子達は今存続の関係でもって十分手厚いことが手当てされていると思うんですけども、出て行く子ども達にとっては、我が故郷そのものからの旅立っていく大きな契機になっていく時に、できれば子供達・保護者への就学支援という恰好になるんだろうと思いますけども、子育て支援の形でもってお考えできませんかね。町長どうですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

結論からいいますと、なかなか子育て支援では私は少し難しいのではないかなという風に思っています。やはり先程申し上げましたとおり、答弁でもお話しさせていただきましたけども、我々子供達は地域の宝だということで、ある程度義務教育の範囲の中で色んな支援をさせていただく。

そしてまた、定住につながるような形で町を存続する意味も込めて産み育てやすいところに大きな予算を割かせていただいているのが現実であります。私はやはり、そういったところの高等教育なり色んな形の大学も含めてになりますけども、そこのところは本来国がですね、この国をどうするんだという、常々少子化についても私は言っているんですけども、本来は国がしっかりとそういったところの教育なりをどう予算化していくのか。少子化でも日本の人口減少が進んでいるなかで、どうするのかということを本来的に議論して色んな施策を打つべきではないのかなというのが私の持論であります。

ただ、そればかり言ってもなかなか国が手を染めてくれないところで、町が色んな形で議会の承認をいただきながら町民の理解をいただきながら色んな予算を取らせていただいております。

ただ、やはり我々は限られた予算のなかで色々選択肢を優先順位をつけながらやらせていただいているなかで、そこまで私は少し手を染めることは出来ないのではないのかなと思いますし、なかなかその町民の方々の理解が得られないのかなと。要するに、その家庭・家庭によって自分の子どもの成長の中に色々な選択肢があって、普通にうちの高校に来ていただいても大学に行けるものもあります。

ただ、やはりそのスキルをもう少し上げるために、少し親が負担が多くてもそういったところに行かせたいという思いのなかで、親御さんが今一生懸命頑張りがちでやられているんだと思いますので、そのところも全部公でじゃあ負担できるのかとなると、なかなかこれはまた私立の高校になりますと相当高い高校もありますし、まだ遠隔地も発生するものもあるでしょうから、そういったものを全て網羅して全部町民の理解を得ながら政策として打てるかという私は少し疑問がありますので、そういったところまではちょっと無理ではないのかなというのが結論であります。

ただ、我々としてはそういったことも将来福島に帰ってくるとか色んな形があるんだと思いますので、奨学金制度や色んな形の応援はさせていただいておりますので、そういったなかでまた色々活用していただくとかそういったことをしていただければ、ふるさとに帰って来ればそういった免除的な要素もありますので、そういったものも含めながら、やはりその子等がしっかりとふるさとを大事にして、たとえば福島に帰って来なくても大きく成長されることを願う。そこもまた我々も応援はしていきたいと思いますが、ただ、今の段階ではちょっと少しそこまではやり切れないのかなと。

ただ、一応、今国のほうで一生懸命議論されておりますので、多分今早晚、今回参議院のほうでちょっと修正がかかったり色々してはありますが、今は厳しい状況の中で国が今しっかりとそこところに目を当てこんでおりますので、そんなに遅い時期ではないと思いますので、そういった負担軽減というのは図られていくのではないかなと思っています。その推移を見ながら、また何か我々として出来ることがあれば議会なり町民の理解を得たなかで、やれる選択肢があればそれはそれで考える余地はあるんだと思いますけども、現状の中の今我々高校に相当の予算を割かせていただいておりますので、そこところを先ほど議員からおっしゃるとおり、この3年間は今うまく回っております。

ただやはり、近隣町を見ましても今年から松前高校も全国募集する、知内も全国募集する、色んな形で今度競争が始まりますので、いかにまたそれを我々として魅力を付加していくかということが選ばれる条件になりますので、今回は本当に最初全国から来た9人の子供達の中に熊本・兵庫から来た子供が4人ほ

どおりました。やはりこの子供達が本当に福島で劇的に変わった子がおりまして、私も青年の主張を聞いた時に本当に中学校時代は学校行けてなかった子供が、福島に来て皆さんに育ててもらいましたみたいな形で変わったお話を聞いた時には本当に良かったなと。その子が反対に先ほど言いました札幌なり東京で直接子どもさんに働いた結果が去年の29人という結果につながって、今年も20人という形になるんだと思うんですね。

やはりそういった生の声を伝えていただくことが、子ども達を呼び込む大きな力になるんだという風に思っていますので、我々は来ていただいたことを、より磨いていくかということにこれから力を注いでいけば、自ずと私は結果はついて来るのではないのかなと思ってございますので、ただ先ほど教育長言いましたとおり、あくまでも道立高校でありますので、なかなか我々がこの寮を作る時も本当に私などは北海道に憤慨して怒ったことがありますけども、なかなかいづい所、知内さんみたいに町立であれば裁量権が町にありますので色んなことができるんですけども、我々としては道立高校の中で町として何が出来るかという事を選択しながら、議会なり町民の理解をいただきながら大きな予算をいただいていますので、まずはそこにしっかり力を注いでいきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

町外へ出て行く子供達の状態考えた時に、一つ心配のことがあって、これは今結論がどうだという話しじゃなくて、町長自身も心に止めて置いていただきたいなと思うんですけども、当初からここから函館へ進学する子供達が年齢になってくると、家族ごと移ってしまうというそういう現状も何軒かずっと目にきていております。

ですから、人口維持だったり当町への対策等も含めて、今の現状では状況を見ながら進めて結構だと思いますけども、その辺のことも留意されながら、高校の3年間というのは本当にその後の個々のいわゆる子供達の進路も含めて、ある意味人生観を学ぶ大きな基点になっていると思いますので、そのことも町長、教育長に環境の充実を図ることをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議員ご指摘の点については私も常々お話しをさせていただいております。

やはり、子どもさんが函館へ進学に伴って家族で、本来高校に上がるのに下宿させるなりそういった経費を考えると函館に家を建てるとか函館で住むとか、それもひとえに福島町が青函トンネル工事の工事基地だったということで今でもトンネルマンの方々全国で働いておりますし、今はほぼほぼ多分北海道新幹線の方で働いている方が多いんですね。

そうすると、これまでだとなかなかお盆と正月と夏休みぐらいしか帰って来られないのが、色んな形で週末帰るようになってきますけども、そういったなかでやはり、だんだん福島に帰るのが遠くなると思いますか、たいぎになるといいですか、函館に居た方が動きやすいわけですね。

そうすると、経費の面、また後は時間的な問題を考えると家族で動いた方がその家としては全体としてトータルを考えた時にいいんだということで、結構移転されているというのは私も住基を見て色々考えています。

ただ、そういったところで我々としてやれる方策としては、やはり高校の魅力化を高めることによって、子どもさんが福島の高校でもいいのではないのかなとか色んな形で定住対策を設けて福島の方が函館に行くより子育てを応援してくれているよねとかってそういったことが広く認知されていけば、自ずとやはり皆さんやはり生まれた所が一番いいわけですね。やはりそこで最後まで住みたいというのが人間の心理だと思いますので、我々はしっかり皆さんが生まれたふるさとをしっかりと大事にして、そこで住んで良かったなと思えるような政策を展開することが自分の仕事ではないのかなと思っていますので、今日いただいたような意見をしっかりと受け止めながら、これからはもしっかりそういった対策を講じていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 19時03分)

(再開 19時10分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長に質問させていただきます。

「町政執行方針の進捗経過と評価、次世代に向けたデジタル化を推進する人材について」を質問させていただきます。

令和7年度、町政執行方針のはじめに、町づくりの柱である第6次福島町総合計画・前期実施計画、新たに策定される第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の着実な推進により持続可能なまち「ふくしま」を住民と行政が共に創り、町の強みを生かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていくため、「持続可能な産業への支援」「地域全体で支える子育て支援」「一人ひとりの健康を支える地域福祉」「高齢者に優しく災害に強い環境の整備」「次世代に向けたデジタル化の推進」「第二青函トンネル構想の実現」などに向けた歩みを一步一步進める事としております。

昨年度の第2期福島町人口ビジョン・総合戦略を含めて町民に対して具体的にわかりやすく進捗経過と評価を広報等へ掲載してはどうかと考えるが如何でしょうか。

また、住民と行政が、町の強みを生かし、誇りある郷土の明日を切り拓くとしているが、人口減少の加速化が進む中で自助・共助・公助の在り方を含め、行政が住民にこのような面で協力して欲しいなど具体例を挙げて提案していくべきと考えるが如何か。

更に、「次世代に向けたデジタル化の推進」については、今や各分野で人材不足が起こっている事を考えれば、当町としても人材の確保や精通した人材を創出する対策の必要性を感じるが如何か。以上3点について伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、町政執行方針及び人口ビジョン・総合戦略を含めて町民に対して具体的にわかりやすく進捗経過と評価を広報等へ掲載してはどうかのご質問ですが、総合戦略については、産学官金労の各分野などの委員で構想する地方創生推進会議において、事業内容及び進捗状況などを毎年度評価いただいております。

町政執行方針の進捗状況及び地方創生推進会議の評価結果については、今後、町ホームページに掲載するなど、町民にわかりやすい形で周知してまいります。

2点目の自助・共助・公助のあり方を含め、行政が住民に協力してほしいことについて具体例を挙げて提案していくべきとのご質問ですが、町では年末に各町内会を回る町政懇談会などで、町内会要望と併せて様々な意見交換をさせていただいており、その中で町の考え方などを説明する中で、町民の方々や町内会における自助・共助などの話題も提供させていただいております。

また、毎年度開催している防災訓練の場においても、町民の方や町内会の役割分担について説明させていただいております。

今般ご提言をいただきましたので、自助・共助・公助の在り方について、具体例を含め、わかりやすい説明に努めてまいります。

3点目の次世代に向けたデジタル化における人材確保等については、当町のように小さな自治体では、一般行政職の確保にも苦慮している状況にあり、限られた予算や人員の中で、デジタル化に特化した職員を確保することが難しい状況にあります。

町としても、今後の自治体業務のデジタル化に対応するため、民間企業の協力及び国や北海道において

実施している自治体へのデジタル化支援制度などを活用しながら、職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

まず1点目の、町政執行方針及び人口ビジョン・総合戦略を含めて町民に対して具体的にわかりやすく進捗経過と評価を広報等へ掲載してはどうかという点では、よく町民の方から財産的に大丈夫なのかとか、それから水産業あるいは農業・林業は将来的にどうなんだとか、また、人口減少が急激になっているなかで町の存続はどうなんだ。また、先ほどから出ております高校の子供達は遠くから来ていただいているけれども、2年3年後にはその子供達はどの程度残ってくれるのかとか、近年では思い切った公共施設維持、また町民のことを思ってください、あらゆる施設整備をしてくださっていることは町民の方々大変喜んでいとは思いますが、果たして財政的に大丈夫なんだろうかと。

また、第2青函トンネルの話はよく聞くけども、内容的にはどうなっているんだと。というような様々なことを我々今回町民との懇談会の中で聞くこともできました。

その中で、町としては結構その広報なりあらゆる機会、また、町政懇談会等で町長も先ほど答弁なされていますけども、詳しくは述べているんですけども、そこに来た人に限るような感じに見受けられます。

もう少し、やはり町民の方々に全部1回でなくても、そこら辺を詳しくとかお知らせするというのは、やはり一番身近なものは広報なのかなとこのように思うんですけども、そこら辺を工夫してやってくださるということですから、工夫して対応していくべきじゃないのかなと思うんです。

やはり、このホームページに乗せたからとは言ってもですね、なかなか我々のような年代からさらに上の方の方々はなかなか見ませんよね。という言い方するのもまたおかしいですけども、なかなか目にするのは無いと。

ましてや、その評価を地方創生推進会議では評価いただいていますとは言いますが、その評価の内容自体もなかなかそれを見て感じるということは、なかなか出来ないんじゃないのかなと思うんです。ですから、そこら辺も踏まえて検討していただきたいなと思うんです。

やはりこの何故そこにこだわるかというと、自分の町のやっぱり総合戦略ですから、これはどこの町も同じことをやっているわけで、その自分達の町の総合戦略を自分達の町の町民に理解してもらって、評価してもらって、それで町民の方々の議論なり合意なりを行政として背中を感じながら進めて、この総合戦略を進めていくということは、同じ行政が進めていく事業としても、町民から背中を押されていく事業と雲泥の差があると私は思うんです。そこには、やはりその事業を進めていく根拠というものが住民の方々の押す力でその根拠を感じると思うんです。その根拠を住民の方々に評価なり今までやってきた実績を理解してもらうことは、いわゆるその住民の方々、地元の住民の方々のパワーを頂いて、より一層精度があり磨きのかかった総合戦略、しかも、根拠のある総合戦略が私はできると思うんですね。

ですから、同じ、ただ行政なり評価する方がいて、ただやってきたことが間違いではないとは言いつつも、住民の方々のやはり強いパワーが私は必要だと思うので、是非その周知の仕方、また周知をしてくださるということですから、対応していただきたいなとこのように思うんですけども、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

私も議会の町民との懇談会の顛末を逐一見させていただきました。その中で色んな意見があるんだなということを感じてございます。

我々も12月に町政懇談会という形で各町内会に足を運ばせていただきますけども、どちらかというと我々の方は地区の要望会みたいな形になりますので、どうしても地区に特化した要望が多いのかなと。

ただ、議員の懇談会の方を見させていただくと、色んな意味で参加している人数は少ないですけども、色んな形で専門的なところに突っ込んだ意見を言ってくれているのかなという気がしてございます。

特にやはり財政的な面を心配されている方もいらっしゃるのかなと。要するにここ何年か大型事業を

やらせていただいておりますので、先ほど言いました新潮学舎、温泉をはじめ色んな形で大型事業をさせていただいております。

ただ、我々はその事業についてもしっかりと国の補助金をいただきながら、国から借りるお金も過疎債という形で大体、例えば100万借りても70万は国が面倒見ていただいて、我々は30万支払うという形の中で有利なものを使っております。

それで今、年間の予算を大体40億くらいで推移をさせていただいておりますけども、国から頂く自由になるお金が約20億円ぐらいい、自分達が集められる税金が大体5億ぐらいいです、その他の15億については大体事業絡みなり色んな国の公的ものの事業という形になりますので、その中でどう事業展開をするかということでもありますので、町の家庭でいくところの貯金につきましては大体色んな事業を合わせますと20億円ぐらいいの貯金を積み上げさせていただいておりますので、ある程度一定の余力はあるのかなと。

ただ、色んなその目的として積み立てているものもありますので、大体自由に使える財政調整基金が今大体12、3億ぐらいいありますので、そういったなかで今ある程度健全な財政運営に努めているところであります。

ただ、これからは多分大型事業をさせていただきましたので、令和9年度が多分償還のピークにあたるのかなという感じがしておりますので、そこのところを少し多分1、2年ではありますけども少し厳しい財政状況になるのかな。そこのところについては、我々はしっかりと長期的な財政視点を見ながら事業料を減らしていくという形で今調整をさせていただいております。

そんななかで今、町広報なり色んな形で町の政策をということでもありますけども、我々も今広報やられている職員の方も私もあるべく面倒くさいことを書かないでくれと。面倒くさいという言い方がちょっと、やはり町民が見たときにわかりやすく読みやすい広報が一番ではないのかなという。どうしても役所というのは難しいことを書きたがるというか私も含めて、専門用語を羅列しながら書くと町民にすると飽きるというか、もう1ページ開いただけでいいやという感じになると思うんですね。

やっぱりそこところを、もう少し興味を持って開いてもらって初めて読んでもらう。そうすると、理解度って多分あると思うんですね。ただ、いかんせん広報は月に1回しか今出せませんので、なかなかじゃあ広報でしっかり最後まで読み酌んでくれているのかなと思うと、なかなかそこも難しいのかなと。

自分の興味のあるところ、自分の関心のあるところは少し読んだりはしてくれてますけども、なかなか私半ページもらって書いてますけども、私のところはあんまり読んでくれないかなという気もしてございますけども、色んな形でなるべく我々読みやすいような形では努力はしているつもりでありますけども、まだまだその努力が少し足りないのではないのかなと思っています。

あとホームページでやってもですね、議員おっしゃるとおり、なかなかじゃあホームページまで開きに行くかという、なかなかまた高齢者の方だったり色んな方々が仕事をしながらまだそこまで突っ込んでいくかとなると難しいのもあります。

ただ、やはりホームページは常にあるという居場所があるというところで検索できますので、そういった意味では私は大切な一つの広報媒体としてのツールではないのかなと思っていますので、本来でいくと、今流行りのSNSだとか色んなことを駆使してやればいいんですけども、あの辺になるとちょっと皆さんも体験してかなり怪しいものもいっぱい入ってきますので、あまり町民の方々に迷惑かけてもいけませんので、我々としては今ある媒体の中で広報が一番町民の方々に手に取って分かりやすいのではないかなと思っていますので、そこところをしっかりとまた今日ご意見をいただいておりますので、そういった工夫をこれからも職員と共々やっていきたいなという風に思っております。

まず、色んないただいた意見については、なるべく我々も、ただどうしても今色んな経費を削減していかなくないなかで、先ほど言いました40億の予算をいただいたなかで、色んな今は物価高で色んな維持管理費が電気料だったり上がっています。そうすると自由に使える金というのはだんだん狭まっていくんですね。そうすると、今言ったように例えば本来であれば回覧もこまめに出したいんですけども、なかなかじゃあ今その連絡員の人手が足りないとかペーパーレス化だとか色んなことを考えると、なかなかそれを出せばいいという問題ではなくなっている、そこところはなるべく一番効果のあるやり方で、皆さんに分かりやすい周知の仕方をこれからもまた検討していきたいと思っておりますので、是非、機会あるごとにしっかりとご意見をいただければと。

そして、今日のように議会を聞いていただければ本当に議会でこういうことを話されているんだなということが、また分かってくると思いますので、是非今日傍聴された方々は明日帰られましたら色んなことを伝えていただければ有難いと思います。よろしくお願いします。

そういうことで、余談になりましたけど、そういった形でなるべく我々としては今あるものをしっかり活用しながらわかりやすいものを作っていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

なんか町長に一般質問締められてしまったような感じでおりますけども、まずは町民の方々の理解をしていただくように精度をあげて、それでやっぱり理解をしていただいて、それを背中から押してもらおうという進め方が本来のまちづくりの基本姿勢でないのかなと思っております。

ちょっと一般質問からずれるんですけど1点お聞きしたいんですけど、以前、町の施設として新しく作ったものに関して見学会というのをやっていたと思うんですけども、それは今でもやっているのか・やっていないのかお聞きしたいと思うので、もし、町長でなくても企画課長でももし現況がわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

基本的にですね、町で建てたものについてはなるべく私は町民の方々に広く知らしめていただきたいということで見学会をやるようにお願いをしています。

実際、三岳に建てた新しい住宅、若い人達の定住住宅についても1月の31日に見学会をさせていただいて、実際今新たにこの4月から入居される方も決定しております。

そして新潮学舎いま増設しておりますけども、これについても出来れば今月の月末に内覧会という形で町民の方々から大きな予算をいただいておりますので、しっかりまず見ていただいて、子ども達がここで学んだなというものを見ていただく機会を、是非、担当のほうにもお願いしてございますので、そういった形で色んな形、温泉の時もそうでしたけども始まる前にオープン式みたいな形でやっておりますので、なるべく我々としては皆さんからいただいた予算でつくったものについては町民に返すというのが私の考え方でありますので、しっかりそういったものについてはやっているつもりでありますので、理解をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

2点目になりますけども、今のはありがとうございます。よく理解いたしました。継続されているということで理解いたしました。

2点目ですけども、自助・共助・公助のあり方を含めて行政が住民に協力してほしいことについて具体例を挙げて提案してはどうかという2点目の質問に対してなんですけれども、私がここで言いたいのはですね、公助のやっぱり行政のやる助ける限界を知っていただくというのが一番大事な事かなと思うんです。なんでも、こういう言い方はおかしいですけど、何でもかんでも行政がという状況にならないし、そういう時代でもないし、もし災害が来た時にはもっと酷いことになってくると、このように思うんですね。

ですから、その公助の限界を知って、やはり共助・互助というか地域福祉ケアの場合は互助という言葉も出てくるんですけども、そういう内容でどうそれをフォローしていくかという考えなんです。

例えば、先ほど町政執行方針で阪神淡路大震災から30年って言いましたよね。それから東日本から14年、熊本地震から9年ちょうど経っています。去年の能登半島もそうです。これは実際にテレビ等で報道されている地震災害前は自助・共助・公助の割合というのをどう考えているかということなんです。

私は、自助は大体70パーセントぐらい自分でやらなきゃなんないのはあるのかなって、災害前ですよ。それから共助は20パーセントぐらい考えるのかな。あと10パーセントは公助でやるんだよと。内容が違いますからね。でも実際に災害が起こった現状をテレビ等で見て見ると、どうでしょうか。私は災害直後は共助なんていう言葉はありえないと思います。自助と公助この2つしかないと思います。

共助のお互いに助け合うというのは、もう何パーセントで表せない無限大なんですよね。数字に表せない仕事量がそこに発生しているということなんです。

ましてや、それが50・50でその間に無限大という共助の仕事量があるわけで、その状況を私はそういう風に感じているんです。あのテレビなんかを見るとですね。でも、一方、東日本大震災みたいに行政が被災したら、これは全く話しにならない状況になってきます。これこそまさに公助の限界という風なことが私は起きると思うんです。そういう面で今これから日本海溝・千島海溝発生するであろうものに対してそういう考え方をやはり町民の方々に今から知っていただく。公助の限界というものをある程度認識してもらわないと、いざ災害になった時に公助が当てにならないこともあるかもしれないから、自分達ではどういうことができるだろうということを今から行政と、それから町民の方々とやはり話ししておく機会を新たに作るべきだと私は思うんです。そういう前準備をしておかないと、実際に起こった時にはいわれるパニックになってしまうと私は思うんですね。どんな備蓄倉庫だなんだっていうものを設けたとしても、それは災害後の応急処置です。でも、メンタルな面でやはり行政が何もやってくれなかったとか、そういう話じゃなくて、自分のことは自分である程度できるんだと。行政からこういう感じで言われていたからそのぐらいのことはできるんだというマニュアルの中にそういうものを、やはり付け加えていくべきかなとこのように思うんですけれども、その考え方についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

奇しくも今日は2011年の3.11から14年経過して、朝からテレビを見ながら私も少しウルウルしていましたが、やはり災害が来た時は私常々お話しをしていますけれども、まず逃げることを癖づけなければ私は駄目だと思っているんですね。能登半島もそうでした、3.11もそうです。やはり一番に先に逃げた人が命が助かっているんですね。やはりちょっと浜を見に行こうとかそういう方々が不幸な災害にあっていますので、まずは私は町民の方々に「逃げる」ということを意識付けることが大事ではないのかなという風に思っています。要するに自助ですね。自分の命は自分で助けるという先ず逃げるという行動を起こすということを一番にさせていただくのが我々の役目ではないのかなと。

そして、共助ということを議員は少し難しいんじゃないかと。ただ、やはり自分で逃げられない方って必ずいますので、高齢者の方だったり色んな方、そこはやはり地域隣近所がしっかり手を繋いで助けて逃がすということも私は大事な事ではないのかな。難しいことではありますけれども、大事なことはないのかなと。

そして、公共というのは公というのは災害が来る前の備えを公共でしっかりする。そして災害があった時のケアを最後にきちっとする。やはり公も実際町職員も極端な話、全部役場にいるわけでありませんので、当然それぞれの家の中で災害が来たり色んな場所で災害起きます。そうすると役場職員も実際対応できないんですね、はっきり言って。自分の家で被災に遭う方もいらっしゃる。じゃあ役場までどう来るんだとなると、なかなか吉岡の人だったら津波が来るのになかなか急に来られるかと、そういう風になるとなかなか難しいんですよ。だから、本当に災害に備えて公として色んな道路を整備したり避難場所を整備したりそういったことを公の予算を使ってやると。

ただ、それでもですね3.11の災害を見ますと、私も現場の所に一度足を運ばせていただきました。あの一本松の所をちょっと見させていただきましたけど、本当に万里の長城より高いようなものが、あの上を波を越えて来たというんですから本当に我々が普段見ている防波堤なんか本当に小さな防波堤でしかないのに、あの大きいのも越えて来るっていうんですからなかなかやっぱり自然に我々は抗うことはできないんだと。今まだそれより大きいのを作っていますけれども、それでも多分越えてくる津波というのはあるんだと思いますので、そういった、だからといって備えを怠るわけではありませんけど、我々は今できる最大のものとしてこれから避難路だったり各町内会の中に高台に逃げたり山に逃げたとこの先に備蓄品を揃えたり色んな形を国の制度を使いながら今予算を割かせていただくということを考えています。

そして、当然また災害になると色んなことに痛みが発生しますので、そういった復旧なりそういったものに対してまた公というものが当然役割として果たされてくるのではないのかなと思っていますので、まずはやはり私は災害に備えて「てんでんこ」という言葉もありますけれども、それぞれが逃げるという第一行動を取るということを、くどいほどですね我々は町民の方々に伝えていかなければいけないのかなと思って

います。特に福島町の場合、大きな災害に見舞われたことはありません。以前に吉岡川が氾濫して、相当前ですけども大きな災害ありますけども、それを除くとほぼほぼ傷みが伴った災害に遭ってないんですよ。そうすると、私も含めてどこかに慢心といいますか福島は何か災害に遭わない町でないのかなという辺な勘違いをしているきらいがあります。だから少し油断があると思いますので、今日の日を皆さんテレビで見て感じたように、やはり災害というのは何時どこで起こるか分からないというのが今、地球温暖化のなかで海水温が上がっていくなかで、これまでの経験にないような災害というのが発生していますので、まずは我々としてはしっかり町民の方々に災害に遭った場合「すぐ逃げる」ということを我々は伝えていきたいという風に思っています。

ただ、なかなかそうは言っても伝えきれていないところもありますし、まずは色々な機会を通じ、また年に一度行われる防災訓練なり、また各町内会でも防災訓練やっていただいておりますので、そういったなかで「しっかり逃げる」ということを言葉として発しながら感じていただく。

そして、また今年1年、先ほど言いましたとおり日本海溝・千島海溝の関係で計画をつくっておりますので、各町内会この前も少し海岸線の町内会を回らせていただいたようでございますので、そういった機会を少し増やししながら、やはり生で直接町民の方、そしてまた町内会が自主的にそういったことを月崎などがやられておりますし、そういったところで各町内会の方に伝播するような形で町としてももしっかり発信をしていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

まさしく今、町長おっしゃいましたけど、海岸沿いの例えば月崎等、完全にその地域防災力というんですか、そのあれは私は素晴らしいものがあると思います。確かに回らせていただいて町政懇談会でも回らせていただいたりして、大変勉強になりました。

けども、けどもというか、それはそれでいいと思います。そして、共助が成り立っていないと私さっき言っているわけじゃなくて、当然、自助もそうですけども共助もそれは大事ですよ。でも、町長何回かおっしゃるように、もし災害に遭って逃げる時はもう先ずは自分の命ですね。それから、余裕があったら共助というか人様を助けるぐらいの余裕は私は必要でしょうけども、やはりでもその一瞬の時にそういう気持ち起きるといえるのはやっぱり地域力だと思うんです。

行政からこういう風にしなさい、ああいう風にしなさいってトップダウンでものしゃべるよりも、やはりボトムアップして、その住民の方々から出された意見をいただいて意見を提案するという形の方が私は理想だと思うんですね。

ですから、それでもやはり公助の力というか、福島町で実際にこういうことが起こったら福島町の防災に対する限界というか、公助として助けられる限界というのはこのぐらいですから自助で、あるいは共助で、あるいは互助で、できる範囲内のものはやっていただきたい。

共助をするためには、やはり普段からの地域力を高めていく。お互いに町内会活動なり町内会同士の結びつきなりそういうものを高めていくことも私は必要だと感じております。

ここで町長の意見を聞くとですね、私の質問より町長の答えの方が長いわけで、時間がどんどん過ぎていきますので、3点目質問させていただきます。

次世代に向けたデジタル化における人材確保等についてですけども、確かに町長のおっしゃるとおり、うちぐらいの規模の自治体では専門のデジタル関連に精通した人材をやはり雇うとか作るとか、そういうことはなかなか厳しいと思います。

その中で、やはりどうしても業者任せになって、任せという言葉があれなんでしょうけど、依頼するのはあくまでも福島町ですからあれなんですけども、やはり業者にある程度福島町の情報というものを握られてしまうということなんですよ。そこで、考え過ぎじゃないのって言われるかもしれませんが、これが業者ということじゃなくて業者の中の専門の職員が福島町の情報を握って進めるとした場合に、じゃあその情報の管理体制を業者とどういう風に結んでいるかということなんです。

早い話が情報の漏洩について、どういう風な安全対策を取っているか。ここら辺が一番大事なところだと思うんですね。私は決して、その福島町でそういう情報に精通したデジタルの精通した方をつくったほうがいいよと言ったって手遅れです。どこの業者もどこの業界も今この人材はいないです。はっきり言

って。引く手あまたで、ちょっとそういう気があったらすぐ引っ張られていくのが今の状況だと思います。

それよりも、ある程度今回の予算でもそういう業者に委託して精通していくんでしょけども、当然、うちの行政の職員の方々はそれに疎いとかそういうことではないと思いますよ。それぞれ皆さん職員の方々精通している方もいると思うんですけども、やはり情報量が多いということになると、そういう形で町長のおっしゃるように業者に任せていただいて、その分職員の方々にはやはり窓口で町民の方々と、やはり顔の見えるやり方というのは私は必要だと思うんですけども、その中で何を聞きたいかという、やはりその安全対策なんですよ。それ安全対策に対して福島町はどういうような対策に対策を持っているかということをお聞きしたいなと思いますんで、まずその点をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

人材の確保につきましては先ほど答弁もさせていただきましたけども、実は福島町、私役所に入庁したのが昭和49年なんです。その時にまだ電算が普及していない時に福島町ではいち早く税務の電算化を道内で多分1、2番早く電算化をした。そして、昭和60年に私は北海道に1年研修に行かせていただいて、帰ってきた時に財務会計についていいますか要するに支出伝票を電算化するという形で、当時でもまだほぼ管内でやられていない中で、金沢のほうに視察に行ってやらせていただきました。

やはりその時に少し感じたのは、大きな市のような所と我々の町の違いは、その人材を専門的につけることがいいのか悪いのかということになりますと、例えば専門職を一人つけますと、我々の職員の人数であれば、なかなかその職員専門職1人付けて、その下にまた付けられるほど余裕がないわけですね。そうすると、その人もだんだん歳を取ってきますと若い人に代わるのがなかなか難しいと。

それよりは、皆さんで少し平たく専門性を覚えたほうがいいのかということ、その時から町としては全員でなるべく専門性を高めながらやっていくという形で今きてございます。

ただ、幸いかなここ1、2年社会人枠で採用した職員がそういったところを経験した職員が今町の中に入ってきていますので、そういった方々にとっては、これまで社会人の中で経験したものが直、今度デジタル化なり色んな形に精通した人間が来ていますので、そこのところは専門職という形じゃなくて、全体職員の中で色々と今度また職員の方々に伝えていくと。そして、またその方も専門的にですね、専門職ではないですけどもそういったものを特化できるように出来るのかなという形でやらせていただいておりますので、そして、今議員おっしゃるとおり本当にセキュリティといいますか色んなデータがこの情報化社会になって、要するに盗まれるなり色んな形で被害に遭われている形、この前も確かどこですかね銀行でもないし北海道の道の通信が少し確か遮断された。あれも多分どこから妨害が入って通信経路が駄目になったという形があるんだと思っています。そこのところについては、我々従来から色んな形で先ほど言いましたとおり、委託会社とセキュリティについては当然その委託会社も専門業者でありますので、そこところはしっかりと整備をさせていただいておりますし、電算に含めても北海道の電算を色々統括しているそういう団体の中でセキュリティに関する勉強会なり色んなものにも参加させていただいておりますので、我々としては町民の方々の大切なデータ個人情報色々町内の中に抱えておりますので、そこところはしっかりと対応できるような対策を講じております。

私、専門的なことはちょっと突っ込んでお答えできませんけども、そういったこと私も税務課で担当させていただき、財務でもそういったことを経験させていただいた中では比較的信頼できる業者とのやり取りの中で、これまでそういったことがないというのも事実でありますので、これからは、よりそういったところのスキルを上げていかなければ、今色んなところから入り込めるというか色んなことで情報が漏洩されているやに聞いてございますので、そこはしっかり我々としては対応できるような体制を取っているということでご理解いただければなと思います。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。今、国はですね、2020年末に情報システム化していくという風に打ち出しておりますけども、行政のオンライン化ですけども、これが26年度まで2021年から26年度まで策定しなさいということですけども、例えば当町みたく独自の政策をやっております。例えば子どもの医療

費の無料化とか、それから税金・国保税とか介護保険税の減免等も一部あるように見ておりますけども、やっぱり学校給食の無償化とか、それから新型コロナウイルスに対する独自の支援体制とか色々やっているんですけども、国は一方で、この自治体のDX推進計画とかそのデジタルトランスフォーメーションって舌嚙むようなものなんですけども、そういうものに対して標準化しなさいということなんです。

ということは、それぞれ町が独自でやっている事業に対しては自分で責任持ちなさいよということで、何かしら自治体の能力を削ぐような、結局、平均化する標準化するというものの考え方で進めている。それを、やるっていうんだったら勝手に自分のお金でやりなさいというような施策を今国はなっているやに思うんですね。早い話が自分でカスタマイズするんだったら自分の責任でやりなさい。自分のお金でやりなさいということなんですよね。ですから、私はそれはあっても十分だなと思うんです。いいと思うんです。それが町民の方々のやはりその生活の向上とか健康の向上とかそういうものに繋がるのであれば、大いにやはり自費でやるべきだと思うんです。

やはり、デジタル化、デジタル化とは言うものの、必要なですけどもやはり先ほども言いましたように、どうしても生活弱者というのは、どうしてもその生活弱者になる原因は常に自分にあるんだという被害意識を持ち気味な方が多いと思います。そういう方々が行政の窓口に来て対応する時に、デジタル的にそういう訪れた方々の顔なり表情なり見て判断できないわけですよね。それを、やはり行政の窓口がしっかりそういうものを見定めて、その人に合った対応というのが私はどんな世の中が未来志向になっても私は大事なことだと思うんです。

ですから、そこら辺も十分考えながら、次世代に向けたデジタル化における人材確保という3問目の質問でしたけども、そこら辺も踏まえながらデジタル化と進めていく。また、町長のお話しですとそういう精通した方も何かいるやに期待していいのかどうか分かりませんが、私は期待してもいいと思うんです。はるかに私達より情報量は多いと思いますので、そういうことで、とにかく住民の方々の視線・目線で対応していただける行政の窓口というのは絶対必要ですので、あくまでもデジタル・デジタルにこだわることなく進めていこうではないかと、このように思って私の質問を終わります。どうも長い質問どうぞ。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私も議員と全く同じで、今国が進めようとしているデジタル化、統一ですよ。国はどちらかというと全国千人の町も百万人の町も同じようなシステムにしたいと言っているんですよ。そうすると、全く次元が違うんですよ。そして、大体国が標準化するのは大体十万人の規模の町をあて込めて物事の型式をつくるんですね。そうすると、我々のように3,500人の町であれば必要ないものもいっぱいあるわけですよ。そういったものも全部ぶら下げてきますと、開発料やシステム料が相当高いんですよ。それで今、国の方に町村が怒っているのは、そういう高いものを売りつけるという言い方が変なんですけども、やはり、たまたま北海道選出の船橋さんがその担当の副大臣みたいなのをやられてますけども、その中でそういうことはないよとは言ってくれているんですけど、やはりどう考えてもあまりにもその維持管理費が膨大になりすぎると。先ほど言いましたとおり、当然10万人の市では当然そういった業務があるんでしょうけども、我々3,500の中ではそういう業務がないのに、そういうものを作らされるわけですね。そうすると、当然それをずっと維持していくには無駄があるということで、先ほど言いましたとおり私昭和60年北海道研修行って帰ってきた時に、財務会計を電算化する時に、やはりうち独自の型式を使って会計処理をしていたんですね。電算化するには伝票会計が一番理想的だということで、我々はやはり使い慣れて使い勝手のいいものということで電算会社に無理を言って、うちの様式に当てはめたシステムを作っていた。そうするとやっぱりスムーズにできるんですね。やっぱり慣れないことをやると間違いもありますし色んなミスも起こりますので、そういったなかで独自のものを作らせていただいた。

今回みたいに統一されると独自のものがだんだん切り捨てられていくわけですね。そうすると、なかなか先程来言いましたとおり、便利そうでも便利ではないというか、よく書かない窓口というのはテレビで聞かれると思うんですけど、あれも函館市のようなところは確かにあれば便利でしょうけども、我々のように窓口が高齢者なり色んな形で来る方々にそれをお願いをしても、なかなか難しいんですよ。実際は、反対に書いたほうが早い場合もあります。

一番の例が、今回、コロナが発生してワクチンを接種する時に、ある町では結構やっぱり色んな便利な

やり方をつくりましたということで、色んなその役場に電話をかけたり色々やっているわけですよ。けど反対に、それが電話が殺到して受付が間に合わないとか色々と時間食っているわけですね。そして、打つのは何時間も。うちみたいに体育館に一斉に集めて3日ぐらいでやった方がずっと早いというか、動力を使ったほうが早くできたという経験もあるんですね。だから反対にそういう便利なデジタルを使ってやるより、手作業で労力で汗かいたほうが早いということもあるんですね。だから全てがデジタルだから便利になるという誤解は、考えとしては私はちょっと違うんじゃないのかなと。

我々のようなある程度の規模にあったもので、しっかり標準化にできるものはちゃんとしていきますけども、無駄を削ぎ落すようなことも考えていかなければ、将来的にそのシステムを維持するだけでアップアップな状態になりますので、そういったことのないように、我々も今色んな町村が声を出している国のほうにもお願いをしていますので、国はある程度そういう支援もしっかりしていきますよという答えは発しておりますので、そういったことはないんだとは思いますが、我々としてはやはり国が今進めている方向性については、やはり将来に向かっての方向性でありますので、そこから逸脱するようなことはするつもりもありませんけども、ただ、それに単純に従うということではなくて、我々独自ではないですけども我々の町に適したものを、しっかりと変形していきなり変えていくという工夫は必要だと思ってございますので、そういったものを十分頭の中に入れながら、これから対応していきたいという風に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

以上で、一般質問を終わります。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

予算審査特別委員会の議案審査等のため、3月19日まで休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、3月19日まで休会とすることに決定いたしました。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（延会 20時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 熊 野 茂 夫

署 名 議 員 平 野 隆 雄

令和 6 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 7 年 3 月 13 日（木曜日）第 2 号

◎議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 41 号 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| | 議案第 42 号 福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| | 議案第 46 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 47 号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 55 号 福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例 |
| | 発委第 10 号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 57 号 福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例 |
| | 議案第 58 号 第 6 次福島町総合計画の変更について |
| | 議案第 70 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |
| | 議案第 63 号 令和 7 年度福島町一般会計予算 |
| | 議案第 64 号 令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 65 号 令和 7 年度福島町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 66 号 令和 7 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 67 号 令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 議案第 68 号 令和 7 年度福島町水道事業会計予算 |
| | 議案第 69 号 令和 7 年度福島町浄化槽事業会計予算 |
| | (予算審査特別委員会報告) |
| 日程第 3 | 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 4 | 同意第 3 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 同意第 4 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 5 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 同意第 6 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 同意第 7 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 9 | 同意第 8 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 10 | 同意第 9 号 福島町農業委員会委員の選任について |
| 日程第 11 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 12 | 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 13 | 令和 7 年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 41 号 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| | 議案第 42 号 福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| | 議案第 46 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 47 号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 55 号 福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例 |
| | 発委第 10 号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例 |

- 議案第57号 福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例
 議案第58号 第6次福島町総合計画の変更について
 議案第70号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
 議案第63号 令和7年度福島町一般会計予算
 議案第64号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計予算
 議案第65号 令和7年度福島町介護保険特別会計予算
 議案第66号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第67号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第68号 令和7年度福島町水道事業会計予算
 議案第69号 令和7年度福島町浄化槽事業会計予算

(予算審査特別委員会報告)

- 日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第4 同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第5 同意第4号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第6 同意第5号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第7 同意第6号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第8 同意第7号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第9 同意第8号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第10 同意第9号 福島町農業委員会委員の選任について
 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
 日程第13 令和7年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎出席議員（9名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	藤 山 大		2番	杉 村 志 朗
	3番	佐 藤 孝 男		4番	小 鹿 昭 義
	5番	平 沼 昌 平		6番	木 村 隆
	7番	熊 野 茂 夫		8番	(欠 員)

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	小 鹿 一 彦
総 務 課 長	小 鹿 浩 二	企 画 課 長	村 田 洋 臣
産 業 課 長	福 原 貴 之	町民課長兼企画課長兼認定こども園福島保育園所長	深 山 肇
町民課参事兼会計管理者	古 一 直 喜	福 祉 課 長	佐 藤 和 利
建 設 課 長	紙 谷 一	福祉センター次長	(石 川 秀 二)
教 育 長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石 川 秀 二
監 査 委 員	本 庄 屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	(鍋 谷 浩 行)		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	山 下 貴 義
議会事務局議事係	角 谷 里 紗		

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席ご苦労さまです。

3月11日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程・諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1 番藤山大議員、2 番杉村志朗議員を指名いたします。

- ◎議案第41号 旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
 - ◎議案第42号 福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例
 - ◎議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎議案第47号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - ◎議案第55号 福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例
 - ◎発委第10号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
 - ◎議案第57号 福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例
 - ◎議案第58号 第6次福島町総合計画の変更について
 - ◎議案第70号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
 - ◎議案第63号 令和7年度福島町一般会計予算
 - ◎議案第64号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計予算
 - ◎議案第65号 令和7年度福島町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第66号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎議案第67号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 - ◎議案第68号 令和7年度福島町水道事業会計予算
 - ◎議案第69号 令和7年度福島町浄化槽事業会計予算
-

○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第41号 旅費宿泊料改正に伴う関係条例の整理。

議案第42号 水道事業の財務規程適用に伴う関係条例の整理。

議案第46号 職員給与条例の一部改正。

議案第47号 国民健康保険税条例の一部改正。

議案第55号 製氷貯氷施設条例の一部改正。

発委第10号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正。

議案第57号 チャレンジスピリット応援条例の廃止。

議案第58号 第6次総合計画の変更。

議案第70号 財政調整基金積立金の処分。

議案第63号 令和7年度一般会計予算。

議案第64号 令和7年度国民健康保険特別会計予算。

議案第65号 令和7年度介護保険特別会計予算。

議案第66号 令和7年度後期高齢者医療特別会計予算。

議案第67号 令和7年度国民健康保険診療所特別会計予算。

議案第 6 8 号 令和 7 年度水道事業会計予算。
議案第 6 9 号 令和 7 年度浄化槽事業会計予算。
以上、1 6 件の案件を一括議題といたします。

1 6 件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、結果の報告を求めます。

9 番平野隆雄予算審査特別委員長。

○**9 番（平野隆雄）**

予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております 1 6 件の案件につきましては、3 月 1 1 日開催の定例会 3 月会議において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

3 月 1 2 日から 1 3 日までの 2 日間、慎重に審査の結果、条例の制定、一部改正・廃止 7 件、計画の変更 1 件、積立金の処分 1 件、令和 7 年度各会計予算 7 件の計 1 6 件の案件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

審査の経過、採決の結果等につきましては、諸般の報告（第 2 号）に記載のとおりですので、ご覧願います。

甚だ簡単ですが、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論を終わります。

採決を行います。

「原案のとおり可決すべきもの」との、予算審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、1 6 件の案件は可決いたしました。

◎**同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員の選任を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

議案の 1 7 1 ページをお願いいたします。

同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出、福島町長。

氏名、石倉正史。年齢、6 9 歳。

石倉正史氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第 2 号関係資料にありますとおり、昭和 5 6 年から家業であります有限会社丸二石倉呉服店に勤務され、現在に至っております。また、平成 1 0 年 4 月から平成 1 4 年 3 月まで吉岡中学校 P T A 会長の

要職を務め、平成11年4月から平成13年3月まで社会教育委員などを歴任してございます。平成14年8月から平成17年3月までは特別土地保有審議会委員、平成13年から固定資産評価審査委員会委員に選任されてございます。

石倉氏の人柄につきましては、議員各位がよくご存知かと存じますが、温厚で誠実かつ実直な方であります。固定資産評価審査委員会委員の選任に同意くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第2号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第2号は決定いたしました。

◎同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第4 同意第3号 農業委員会委員の選任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番佐藤孝男議員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時06分）

（再開 13時07分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の173ページをお願いいたします。

同意第3号から第9号までを一括提案するものです。

まず、173ページとなります。

同意第3号 福島町農業委員会委員の選任について。

福島町農業委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和7年3月11日提出、福島町長。

氏名、佐藤孝男。年齢78歳。

次に、175ページになります。

同意第4号として、指名……………。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 13時08分)

(再開 13時09分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

大変すみません。佐藤さんについては、皆さん重々ご承知のこととっておりますので、経歴等については割愛させていただくつもりでしたので、申し訳ありません。

よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第3号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第3号は決定いたしました。

3番佐藤孝男議員の復席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時09分)

(再開 13時09分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎同意第4号から同意第9号 福島町農業委員会委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第5 同意第4号から日程第10 同意第9号までの、農業委員会委員の選任の6件については、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

次に、175ページとなります。

同意第4号として、氏名、本庄喜美雄。年齢74歳。

同意の理由に関しましては、同意第3号と同じ内容となりますので、割愛をさせていただきたいと思えます。

以下、同様とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、１７７ページとなります。

同意第５号として、氏名、今井隆。年齢７８歳。

経歴については、関係資料にありますので、一読いただきたいと思います。

次に、１７９ページとなります。

同意第６号として、氏名、久野寿蔵。年齢５０歳。

次に、１８１ページになります。

同意第７号として、氏名、山本幸子。年齢６７歳。

次に、１８３ページになります。

同意第８号として、氏名、花田妙子。年齢４９歳。この方が新たに増えることということでご理解いただきたいと思います。

最後に、１８５ページとなります。

同意第９号として、氏名、管藤光男。年齢６２歳。

なお、管藤さんは、農協からの推薦を受けております。

以上、簡単ですが提案に当たっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

ただいま一括議題といたしました６件の案件について、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、一括議題としました６件の案件については、決定いたしました。

◎諮問第１号 人権擁護委員の推薦について

○議長（溝部幸基）

日程第１１ 諮問第１号 人権擁護委員の推薦を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

議案の１８７ページをお願いいたします。

諮問第１号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

令和７年３月１１日提出、福島町長。

氏名、金谷栄一郎。年齢、７０歳となっております。

金谷栄一郎氏について、若干補足説明させていただきます。

諮問第１号関係資料にありますように、昭和５１年６月から平成２８年３月まで福島町職員として勤務し、平成２８年５月から令和６年３月まで福島町社会福祉協議会事務局長を務め、退職後は行政書士金谷

栄一郎事務所に勤務し、現在に至ってございます。また、平成29年から福島町社会教育委員、平成30年から調定委員を担っていただいております。人柄につきましては、真面目で温厚誠実かつ実直な方でございます。私の先輩でもありますので、よろしくお願いします。

人権擁護委員の推薦にあたって、答申くださるようお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、金谷栄一郎氏が適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（溝部幸基）

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の189ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

令和7年3月11日提出、福島町長。

氏名、工藤泰。年齢、65歳となっております。

工藤泰氏について、若干補足説明させていただきます。

諮問第2号関係資料にありますように、昭和53年4月から令和元年10月まで役場職員として勤務してございます。また、平成29年から保護司、令和元年から令和5年まで私の二期目の副町長を務めていただいております。令和6年4月から松前保護区企画調整保護司の職に就き、現在に至ってございます。人柄については、皆さんご承知のことと思いますが、大変真面目で実直な方でございます。

人権擁護委員の推薦にあたって、答申くださるようお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、工藤泰氏を適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎令和7年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第13 令和7年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認を議題といたします。

令和7年度定例会開会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員、常任委員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

出席・派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本3月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和6年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和6年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間の審議、大変ご苦労さまでした。

（休会 13時18分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 藤 山 大

署 名 議 員 杉 村 志 朗